

MSR-21-028
2021年3月31日
三菱原子燃料株式会社

事業許可要求事項の設工認展開の再確認

事業許可要求事項が設工認に適切に展開されているかどうかについて、事業許可における要求事項（基本設計方針）が全て拾い出されているかどうかを確認するとともに、加工施設の技術基準の適合性の観点からも確認を実施した。

本資料では、この確認状況と今後の設工認の展開について整理した。

1. 事業許可要求事項から設工認に展開する事項の抽出

事業許可中の記載事項に対して、ハード設計に展開すべき基本設計方針事項、保安規定に反映すべき記載（ソフト対応）事項を抽出し、それぞれ該当部を以下の通りマーキングした。



：ハード設計に展開すべき基本設計方針事項



：保安規定に反映すべき記載（ソフト対応）事項

なお、色塗りされていない箇所は、以下の記載事項に該当すると判断し、設工認に展開する項目には該当しない。

- ① 設計に対する一般的な説明に係る記載事項
- ② 設計の概要に係る記載事項
- ③ 設計とは関係のない記載事項
- ④ 各種評価における考え方、評価内容、評価結果を説明する事項
- ⑤ 保安規定に反映すべき記載（ソフト対応）事項以外の管理方法に係る記載事項

マーキングした事業許可を添付1に示す。

マーキングした以外の個所にハード設計に展開すべき基本設計方針事項が含まれていないことを確認するとともに、上記1項でマーキングした内容は設工認申請書上で、許可要求事項として読み取れるように整理されている内容（第7次申請書 p2424～p2463）と整合していることを確認した。

ただし、今回、以下の部分については、従来、保安規定の要求と考えていたが、ハード設計としての設工認に記載すべきと見直すことが必要と判断した。

- ・ 事業許可の p. (添五) -4 : 気象観測装置
- ・ 事業許可の p. (添七) -34,35 : 放射線管理設備

- 事業許可の p.35、(添七) -34 : 通信連絡設備の一部

2. 技術基準規則から設工認に展開する事項の抽出

技術基準規則で工場等に設置要求のある設備については、事業許可において安全機能を有する施設として安全機能番号がない設備に関しても、設工認に記載すべき項目がないかを確認した。

その結果を添付 2 に示す。

確認した結果、今回、以下部分については、従来、保安規定の要求と考えていたが、ハード設計としての設工認に記載すべきと見直すことが必要と判断した。

- 事業許可の p. (添五) -4 : 気象観測装置 (1. の抽出と同等)
- 事業許可の p. (添七) -34,35 : 放射線管理設備 (1. の抽出と同等)
- 事業許可の p.35、(添七) -34 : 通信連絡設備の一部 (1. の抽出と同等)

3. 1 項で抽出した事業許可の要求事項の設工認展開

事業許可の要求事項が、設工認申請上、漏れなく展開されていることは、事業許可の要求事項が各申請次数において、どのように展開しているかを整理することにより、漏れ落ちなく展開しているかを確認した。

再点検結果を添付 3 に示す。

従来の申請書においては、事業許可の要求事項に対して、保安規定で当該施設の整備及び管理を規定することとしていた事項*以外は全て設工認申請上、漏れなく展開されていることを確認した。

ただし、今回、上記 1. 2. 章に示した通り、ハード設計としての設工認に記載すべきと見直すことが必要と判断した項目については、いずれの事業許可の要求事項に相当するかについても添付 3 にあわせて示した。

*7 次申請書資料 23 他 (p2896～p2898) で説明している。

4. まとめ

今回、事業許可の要求事項および技術基準規則から要求される設工認に反映すべき事項が漏れなく第 1 次から第 7 次の設工認申請に展開されていることを確認した結果、保安規定での要求としていた部分について、設工認に展開すべき事項が抽出された。

これらについては、今回の第 7 次申請において適切に補正申請することとする。

以上

三原燃 第17-0530号
平成29年9月6日

原子力規制委員会 殿

茨城県那珂郡東海村大字舟石川622番地1
三菱原子燃料株式会社
代表取締役社長 遠山眞

核燃料物質加工事業変更許可申請書の一部補正について

平成22年6月29日付け環安第234号（平成23年1月19日付け環安第250号、平成26年1月31日付け三原燃第13-124号、平成29年4月12日付け三原燃第17-0026号にて一部補正）をもって申請しました核燃料物質加工事業変更許可申請書を、別添のとおり一部補正します。

た無停電電源装置に接続又はバッテリを設置することにより、外部電源喪失時でも通信連絡できる設計とする。

設計基準事故時に施設外の必要な場所と通信連絡できるよう多様性を確保した通信回線（固定式、携帯式）を設ける設計とし、通信回線は輻輳等による制限を受けない直接回線による有線式の電話設備及び輻輳等による制限を受けにくい衛星電話（固定式及び携帯式）及び携帯電話端末を備える。

通信連絡設備は、事故時の活動の拠点として機能する防災ルーム等に設置する。

21-3

21-4

ハ. 環境安全設計

(イ) 放射性廃棄物の放出に対する考慮

気体廃棄物の廃棄設備の系統を(添五) - 第ハ-1図～(添五) - 第ハ-5図に示す。また、液体廃棄物の処理設備の系統を(添五) - 第ハ-6図に示す。

(ロ) 放射線監視

放射線監視のために、風向、風速、降雨量等の気象状況を測定記録するため気象観測用設備を設ける。

気体廃棄物及び液体廃棄物の放出口の位置を(添五) - 第ハ-7図に示す。また、気象観測点の位置及び線量当量測定点並びに空間線量率測定点の位置を(添五) - 第ハ-7図に示す。

従来は保安規定要求と考えていた
が今回、ハード設計として設工認
展開が必要と判断

(添七) = 第四表 防災警報機種一覧 (取扱い規制、火災対応) (4/6)

警報機種の種類	機種名	保管／設置場所	点検頻度	点検内容
騒音警報器	※		毎月	
緊急警報電話機	C 防災用（オラサイカード専用、緊災事態専用） 警情通报（緊急警報専用）	1回/月	微弱	
ダッシュボード装置	B 防災用（火警警報専用）	1回/月	微弱	
機器電話話	C 要員通知専用	訓練の都度	微弱	
消防警報器（無線） （東海仕様、難波仕様）	C 警備所	1回/月	外線、微弱	
緊急警報装置（ECG）	C 警情所	訓練の都度	微弱	
無線機	A 防災用（火警警報専用） 事業所内警報（内線電話終端）	1回/年	微弱	
衛星電話	C 防災用（携帯電話）	1回/月	外線、微弱	
放送設備	C 防災用（火警警報専用） 警情所	1回/年	微弱	
毛玉多用（多用途）	C 周辺監視装置	1回/年	微弱	
固定式測定装置 （排気監視用）	C 車両下場、搬盤下場、脚下機、第3移動式倉庫、シヨウモト倉庫、 第1廃棄物処理所	1回/年	微弱	
ガス・液体測定装置 測定器	B 防災用（火警警報専用） 計量装置	1回/年	微弱	
活性酸素測定装置 測定器	B 防災用（火警警報専用） 計量装置	1回/年	微弱	
多機能測定装置 測定器	B 防災用（火警警報専用） 計量装置	1回/年	微弱	
無線被覆測定器	B 防災用（火警警報専用） 測定器	1回/年	微弱	

従来は保安規定要求と考へていた
が今回、ハード設計として設工認
展開が必要と判断

《森林法》第一節 森林保護 第一章 《森林防火、病蟲害防治、水災災害防治》(5 / 6)

森林防火・植物病蟲害防除場所		保育管・設置場所		危險程度		危險內容	
機械式多孔式 樹脂塗覆器	樹脂塗覆器	B	防護網、代替管防災構造	1回/年	微弱	1回/年	微弱
樹脂風扇噴霧器 樹脂葉噴霧器 樹脂霧噴霧器	樹脂風扇噴霧器 樹脂葉噴霧器 樹脂霧噴霧器	B	防護網、代替管防災構造	1回/年	微弱	1回/年	微弱
個人用外動機噴射機・保溫瓶	噴射機	A	防護網、代替管防災構造	1回/年	微弱	1回/年	微弱
噴霧開水器・一体型防護服	噴霧開水器	A	防護網・機械保育管・管網構造	1回/年	外強、微弱	1回/年	外強、微弱
噴霧防護服	噴霧防護服	A	防護網・機械保育管・管網構造	1回/年	外強、微弱	1回/年	外強、微弱
手作業・多孔防護服 (『金剛』)	手作業・多孔防護服 (『金剛』)	A	防護網・機械保育管・管網構造 (注1)	1回/月	外強、微弱	1回/月	外強、微弱
手作業・多孔 (『金剛』)	手作業	A	防護網・機械保育管・管網構造 (注1)	1回/月	外強、微弱	1回/月	外強、微弱
毛砂・砂漿器 噴霧器	毛砂・砂漿器 噴霧器	A	防護網・機械保育管・管網構造	1回/年	外強	1回/年	外強
總務		B	防護網・機械保育管・管網構造	1回/月	外強	1回/月	外強

加工施設の技術基準での設置要求に関する確認

通信連絡0326-4 【水平展開要 ①～④】 ④加工技術基準規則で工場等に設置要求のある設備については、事業許可において安全機能を有する施設として安全機能番号がない設備であっても、関連する建物等の仕様表の「その他の構成・機器」等に明記し、当該設備に求められる安全機能を漏れなく申請し、認可を受けること。 (例加工技術基準規則第13条第3号 設計基準事故時発生時に用いる照明及びその専用電源 など)		
---	--	--

条項	設置要求	確認結果
第4条 (核燃料物質の臨界防止)	3臨界質量以上のウラン（ウランニ三五の量のウランの粒度に対する比率が百分の五を超えるものに限る。）又はブルトニウムを取り扱う加工施設には、 <u>臨界警報設備その他</u> の臨界事故を防止するために必要な設備が設けられなければならない。	本加工施設には、濃縮度5%超又はブルトニウムを取り扱う施設は無いため、該当する施設は無い。
第13条 (安全避難通路等)	加工施設には、次に掲げる設備が設けられなければならない。 一 その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる <u>安全避難通路</u> 二 照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない <u>避難用の照明</u> 三 <u>設計基準事故が発生した場合に用いる照明</u> （前号の避難用の照明を除く。）及びその <u>専用の電源</u>	[905]安全避難通路、非常口、[903]非常灯（非常用照明）、[904]誘導灯、便中電灯及びポータブル発電機を含めた投光器を設工認申請しており、申請済みはない。
第17条 (核燃料物質の貯蔵施設)	必要に応じて核燃料物質の崩壊熱を安全に除去できる設備が設けられていなければならない。	本加工施設には、崩壊熱を除去する必要がある施設は無いため、該当する施設は無い。
第18条 (警報設備等)	加工施設には、その設備の機能の喪失、誤操作その他の要因により加工施設の安全性を著しく損なうおそれが生じたとき、次条第一号の放射性物質の濃度が著しく上昇したとき又は液体状の放射性廃棄物の廃棄施設から液体状の放射性物質が著しく漏えいするおそれが生じたときに、これらを確実に検知して速やかに警報する設備が設けられていなければならない。	各種インターロックに付属する警報設備、[831]ダストモニタ、液位高警報設備を設工認申請しており、申請済みはない。
	2 加工施設には、その設備の機能の喪失、誤操作その他の要因により加工施設の安全性を著しく損なうおそれが生じたときに、核燃料物質等を限定された区域に閉じ込める能力の維持、熱的、化学的若しくは核的制限値の維持又は火災若しくは爆発の防止のための設備の <u>自動を速やかに、かつ、自動的に開始させる回路</u> が設けられていなければならない。	各種インターロックを設工認申請しており、申請済みはない。
第19条 (放射線管理施設)	工場等には、次に掲げる事項を計測する放射線管理施設が設けられていなければならない。 この場合において、当該事項を直接計測することが困難な場合は、これを間接的に計測する換算をもって代えることができる。 一 放射性廃棄物の排気口又はこれに近接する箇所における排気中の放射性物質の濃度 二 放射性廃棄物の排水口又はこれに近接する箇所における排水中の放射性物質の濃度 三 管理区域における外部放射線に係る原子力規制委員会の定める線量当量、空気中の放射性物質の濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度	[829]エリヤモニタ、[828]エアスニファ、[831]ダストモニタ、[830]ハンドフットモニタ、[832]モニタリングポストは設工認申請しているが、下記の施設については、防災資機材として、保安規定で当該施設の整備及び管理を規定することとしていたが、7次設工認申請で補正申請する。 ・放射能測定装置（ α 、 β 線用） ・サーベイメータ（ α 、 β （ γ ）線用） ・個人線量測定器 ・気象観測用設備 ・中性子線測定用可搬式測定器 ・空間放射線積算線量計 ・可搬式ダスト測定関連機器 ・可搬式放射性ヨウ素測定関連機器
第22条 (遮蔽)	安全機能を有する施設は、通常時において加工施設からの直接線及びスカイシャイン線による工場等周辺の線量が原子力規制委員会の定める線量限度を十分下回るように設置されたものでなければならない。 2.工場等における外部放射線による放射線障害を防止する必要がある場所には、放射線障害を防止するために必要な遮蔽能力を有する遮蔽設備が設けられたものでなければならない。 この場合において、当該遮蔽設備に開口部又は配管その他の貫通部がある場合であって放射線障害を防止するために必要がある場合には、放射線の漏えいを防止するための措置が講じられたものでなければならない。	遮蔽機能が必要となる各建物については、遮蔽設備としてコンクリート又はALCの壁を設工認申請しており、申請済みはない。
第23条 (換気設備)	加工施設内の核燃料物質等により汚染された空気による放射線障害を防止する必要がある場所には、次に掲げるとおりに換気設備が設けられていなければならない。 一 放射線障害を防止するために必要な換気能力を有するものであること。 二 核燃料物質等により汚染された空気が逆流するおそれがない構造であること。 三 ろ過装置を設ける場合にあっては、ろ過装置の機能が適切に維持し得るものであり、かつ、ろ過装置の核燃料物質等による汚染の除去又はろ過装置の取替えが容易な構造であること。	第一種管理区域を設定する各建物には、気体廃棄処理設備(1)～(6)を設工認申請しており、申請済みはない。
第24条 (非常用電源設備)	加工施設には、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、加工施設の安全性を確保するために必要な設備の機能を維持するために、内燃機関を原動力とする発電設備又はこれと同等以上の機能を有する非常用電源設備が設けられていなければならない。	[888]非常用ディーゼル発電機を設工認申請しており、申請済みはない。
	2. 加工施設の安全性を確保するために特に必要な設備には、 <u>無停電電源装置</u> 又はこれと同等以上の機能を有する設備が設けられていなければならない。	[889]無停電電源装置を設工認申請しており、申請済みはない。
第25条 (通信連絡設備)	工場等には、設計基準事故が発生した場合において工場等内の人に対しうまな指示ができるよう、 <u>警報装置</u> 及び多様性を確保した <u>通信連絡設備</u> が設けられていなければならない。 2 工場等には、設計基準事故が発生した場合において加工施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、多様性を確保した専用通信回線が設けられていなければならない。	[891]非常ベル設備、[892]放送設備、[893]通信連絡設備を設工認申請しているが、下記の施設については、防災資機材として、保安規定で当該施設の整備及び管理を規定することとしていたが、7次設工認申請で補正申請する。 ・通信連絡設備（県庁専用電話） ・通信連絡設備（災害時優先電話、FAX） ・通信連絡設備（消防専用電話） ・通信連絡設備（携帯式衛星電話）

第一条(定義、安全上重要な施設) 関連

No.	事業許可申請書での記載内容	現申請における展開 (○: 当該申請で展開、-: 当該申請に該当しない)						現申請上の許可要求事項 取り込み状況	補正申請に向けた記載
		記載箇所 本文P	添付P	第1次申請 第2次申請	第3次申請 第4次申請	第5次申請 第6次申請	第6次申請 第7次申請		
1-1	耐震重要度分類第1種の建物及び構築物は、割り算し係数1.5以上とし、Sクラス相当の3.0を乗じた静的地震力3Cl (0.6g)に対する建物が既存弹性範囲にある設計とする。(但し、原料貯蔵所を除く)	-	添5-118	-	○	○	-	○ ○	取り込み漏れなし
1-2	耐震重要度分類第1種の設備・機器は、水平地震力1.0Gで弹性範囲となる設計とする。	-	添5-118	-	○	○	○	○ ○ ○	取り込み漏れなし
1-3	RC造(SRC造骨筋コンクリート造)を含む)で屋根がRCの建物の場合、F3屯巻に対し、建物の屋根、外壁が損傷しない設計とし、建物のシャッタ等の開口部を戻扉に交換することで損傷しない設計とする。	-	添5-127	○	○	○	○	○ ○ ○	取り込み漏れなし
1-4	RC造で屋根がRCでない建物及びS造の建物の場合、RC造で屋根がRCでない成型工場、組立工場は、F3屯巻に対して外壁が損傷しないよう外壁補強を行う設計とし、S造の建物である販売工場、第2種薬物処理所、第2種葉物処理所、除染室・分析室は、外壁に対してサイディング強化を行う設計とする。また、これらの建物のシャッタ等の開口部を戻扉に交換することで、外壁が損傷しない設計とする。	-	添5-127	-	-	○	○	○ ○ ○	取り込み漏れなし
1-5	上記の屋根が損傷する建物では、建物内部へ吹き込む風の風速に対して設備・機器の補強を行う。なお、成形工場の1階の設備・機器は、天井により電気炉等の設置が困難であるため、屋根の構造のない焼却物ドーム缶については、固綱等の措置を講じるもの、損傷による閉じ込め機能の喪失を考慮し、文献をもとに除染係数を1.00(DRIはその逆数で0.01)とした。	-	添5-122	○	-	-	-	○ ○ ○	取り込み漏れなし

第一条(定義、安全上重要な施設) 関連

No.	事業許可申請書での記載内容	設工認における展開(O:当該申請で展開、-:当該申請に該当しない)						現申請上の許可要件	現申請上の許可要件の記載 取り込み状況	補正申請に向けた記載
		第1次申請 本文P 添付P	第1次申請 第2次申請 添付P	第1次申請 第2次申請 添付P	第5次申請 第6次申請 添付P	第5次申請 第6次申請 添付P	第5次申請 第6次申請 添付P			
2-1	各単一ユニットに対し、設備・機器の形状寸法を制限し得るものについて は、形状寸法について核的制限値を設定し、その制限値を満足する設計とする。	3	-	○	-	○	-	○	○	変更なし
2-2	容器からワランを取り出す等、形状寸法を維持できない場合は、質量の核的制限値を設定し、管理する。	4	-	-	○	-	-	○	○	変更なし
2-3	販道遮断条件の指定臨界下限値を越える量のワランを取り扱う場合は、減速度を組み合わせて管理する。	4	-	-	○	-	-	○	○	変更なし
2-4	溶液状のワランを取り扱う設備・機器で、その形状寸法を制限するものについては、ワラン溶液の温度上昇に対して変形、破損するおそれのない材料を用いる設計とする。	4	-	-	-	-	-	○	-	変更なし
2-5	固体状のワランを取り扱う設備・機器は、必要に応じて形状寸法と減速度を組み合わせて核的制限値を設定し、十分加熱することにより含水率を所定の値よりも低下させたワラン粉未等を使用する設計とする。	4	-	-	-	-	-	○	-	変更なし
2-6	通常時に予想される設備・機器の单一故障若しくはその操作動又は運転員の単一誤操作により、ワランが流入するおそれのある設備・機器は、臨界に達しないようにあらかじめ核的制限値を設定し、その制限値を満足する設計とする。	4	-	-	○	-	-	○	○	変更なし
2-7	單一ユニットに係る核的制限値はすべて水栓反射条件で設定することにより、裕度を見込んだ設計とする。	5	-	-	○	-	-	○	○	変更なし
2-8	取り扱うワランの形状寸法について核的制限値を設定する設備・機器は、十分な裕度を持った運転条件で管理し、インテラック機構により、確実に形状寸法を担保できる設計とする。	5	-	-	-	-	-	○	-	変更なし
2-9	ワランの質量による核的制限値の管理については、二重装荷を想定しても未臨界となる質量とし、信頼性の高いインターロック、運転員と監視システムによる確認又は複数の運転員による確認措置を講じる。(5) 質量の核的制限値を設定したバッチ処理の場合、移動するワランについて移動先の単一ユニットの核的制限値を超えないよう管理する。(7)	5,7	-	-	○	-	-	○	○	変更なし
2-10	転換加工工程で製造する二酸化ワラン粉末は、燃處理を確実に実施して十分裕度のある減速度管理を行うため、同工程に設置するロータリーキルン内の温度が設定温度以下となった場合には、運転を自動的に停止する信頼性の高いインターロック機構等を有する設計とする。	5	-	-	-	-	-	○	-	取り込み漏れなし
2-11	核的制限値を設定する設備・機器は、内部溢水に対する対策を設ける。	5	-	-	○	-	-	○	○	変更なし
2-12	減速度で管理する設備・機器については、火災時の消防水等が浸入しない対策を講じる。	6	-	-	○	○	-	○	-	変更なし
2-13	(2) 複数ユニットの臨界安全 複数の単一ユニット(以下「複数ユニット」という。)は、核的に安全な配置を決定するため、臨界安全評価を行う上で領域区分を定める。これらの領域区分は、領域同士での相互干渉がないように厚さ30.5cm以上のコンクリート又は同等以上の中性子遮蔽材である臨界隔離壁によって隔離するか、隣接する単一ユニットの中心を結ぶ線上に面交する面への单一ユニットの投影の最大寸法と3.66mのうちいずれか大きい方の距離以上離した配置とする設計とする。(6)	6	-	-	○	○	○	○	取り込み漏れなし	

第一条（定義、安全上重要な施設）関連

No.	事業許可申請書での記載内容	記載箇所	設工認における展開 (○：当該申請で展開、-：当該申請に該当しない)	現申請上の許可要求事項 取り込み状況	補正申請に向けた記載 変更なし	
No.	申請書での記載内容	本文P 添付P	第1次申請 第2次申請	第3次申請 第4次申請	第5次申請 第6次申請 第7次申請	
2-14	同一領域内の單一ユニット間の相互作用は、立体角法又は臨界計算コードにより評価し、单一ユニット相互間は既に安全であることを確認する。 (6) 1.工場棟領域 領域内のユニット相互間は、臨界計算コード評価又は表面間距離を30.5cm以上とし、TID - 7016 Rev.1に基づく立体角法により、核的に安全な配置とする。(添5-13) 2.加工棟領域 領域内のユニット相互間は、臨界計算コード評価又は表面間距離を30.5cm以上とし、TID - 7016 Rev.1に基づく立体角法により、核的に安全な配置とする。(添5-15) 3.原料貯蔵所領域 原料貯蔵所領域に存在する施設は貯蔵施設のみであり、シリコン貯蔵ビック内でのユニットとウラン輸送物の配置は、シリコンの内径を75.3cm、シリコンの高さを1000cm(床から天井までの高さ)とし、ウラン輸送物に収納されているウラン粉末のHfI=0.5(含水率1.6%)又は100%理論密度のペレットとして臨界計算コード(MACSコードシステム)により解析し、核的に安全な配置とする。(添5-16) 4.第2核燃料倉庫領域 第2核燃料倉庫領域に存在する施設は貯蔵施設のみであり、スクラップ貯蔵槽(粉末用)内のユニットの配置は、検証された信頼度の高い臨界計算コードにより解析し、核的に安全な配置とする。(添5-16) 5.第3核燃料倉庫(1)領域 第3核燃料倉庫(1)領域に存在する施設は貯蔵施設のみであり、スクラップ貯蔵槽(粉末用)内のユニットの配置は、検証された信頼度の高い臨界計算コードにより解析し、核的に安全な配置とする。(添5-16) 6.第3核燃料倉庫(2)領域 第3核燃料倉庫(2)領域に存在する施設は貯蔵施設のみであり、核的に隔離されていないユニット相互間は、臨界計算コード評価又は表面間距離を30.5cm以上とし、TID - 7016 Rev.1に基づく立体角法により、核的に安全な配置とする。(添5-17) 7.シリコン洗浄槽領域 領域内のユニット相互間は、臨界計算コード評価又は表面間距離を30.5cm以上とし、TID - 7016 Rev.1に基づく立体角法により評価し、核的に安全な配置とする。(添5-17)	6 添5-13, 添5-15, 添5-17,	- ○ -	- ○ ○	○ ○ ○	取り込み漏れなし 変更なし
2-15	ワランを取り扱う設備・機器(未臨界を確保するため使用する中性子遮蔽材を含む)は、使用条件において十分な強度を有する構造材を用い、未臨界であることの確認された核的に安全な配置に固定する設計とする。(6,7) 二つ以上の単一ユニットが存在する場合には、ユニット相互間ににおける間隔を維持する等により臨界を防止する。(5)	6 -	- ○ -	- ○ ○	取り込み漏れなし 変更なし	
2-16	ワランを取り扱う設備・機器(未臨界を確保するため使用する中性子遮蔽材を含む)は、使用条件において十分な強度を有する構造材を用い、未臨界であることの確認された核的に安全な配置に固定する設計とする。(6,7)	5,6,7 -	- ○ -	- ○ ○	取り込み漏れなし 変更なし	

第一条（定義、安全上重要な施設）関連

No.	事業許可申請書での記載内容	記載箇所						現申請上の許可要件事項						補正申請に向けた記載取り込み状況
		本文P	添付P	第1次申請	第2次申請	第3次申請	第4次申請	第5次申請	第6次申請	第7次申請	第8次申請	第9次申請	第10次申請	
2-17	固定することが困難な設備・機器の場合は、その周囲に単一ユニット相互間の間隔を維持するための剛構造物を取り付けるか、移動範囲を制限し、管理する設計とする。	7	-	○	-	-	-	-	○	○	○	○	○	取り込み漏れなし 変更なし
2-18	溶液系でバッチ処理を行う場合、資格認定された運転員二人により投⼊量を確認し、インターロック機構により質量の技術制限値以下であることが確認されなければ次の工程に進めない設計とする。	5.7	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	取り込み漏れなし 変更なし
2-19	ランを搬送する設備は、ランを搬送する能力を有する設計とし、搬送するための動力の供給が停止した場合に、ランを安全に保持できる設計とする。	7.14	-	○	○	-	-	-	○	○	○	○	○	取り込み漏れなし 変更なし
2-20	転換加工工程等のウランを溶液として取り扱う設備 機器は、全濃度で未臨界となるる設計とする。ただし、少量の溶液の化学分析に使用する分析機器、質量の核的制限値を設定したバッチ方式で処理を行い最小臨界質量以下のウランを取り扱う設備・機器は除く。	3	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	取り込み漏れなし 変更なし
2-21	乾燥機のベルト上におけるADUの異常堆積を防止するために、乾燥機のベルトを駆動しないようにインターロック機構を設ける。	108	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	取り込み漏れなし 変更なし
2-22	二段ウラン粉末の摩擦速度が制限値を逸脱することを防止するため、ロータリーキルン内の温度が設定温度(500°C以上)以下となつたときADU粉未供給を自動的に停止するとともに、大型粉末容器への粉末供給を停止するインターロック機構を設ける。	108	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	取り込み漏れなし 変更なし
2-23	研削滑乾燥機についてウラン粉末の減速度制限逸脱を防止する設計	57,61	-	-	○	-	-	-	○	-	-	-	-	取り込み漏れなし 変更なし

No.	事業許可申請書での記載内容	記載箇所						設工認における展開（○：当該申請で展開、ー：当該申請に該当しない）						現申請上の許可要求事項 取り込み状況	補正申請に向けた記載 変更なし
		本文P	添付P	第1次申請	第2次申請	第3次申請	第4次申請	第5次申請	第6次申請	第7次申請	第8次申請	第9次申請	第10次申請		
3-1	安全機能を有する施設は、通常時において加工施設からの直接線及びスカイシャイイン線による加工施設周辺の線量を十分に低減でき、また、放射線防護上の措置を講じよう、遮蔽のための壁、天井の構築物を設ける設計とし、かつ、その他の適切な措置として再生墨輪ランの貯蔵量、貯蔵位置、貯蔵期間、ビルドアップ期間を管理し、保管業者する放射性廃棄物の外表面線量率の測定及びスカイイン線による線量の評価は、「発電用海水型原子炉施設の安全審査における一般公衆の線量評価について」（平成元年3月27日原子力安全委員会決定）を参考に、周辺監視区域及び敷地境界外の人の居住する可能性のある区域における線量評価を行うものとする。	10.236	添6-6	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	取り込み漏れなし	変更なし
3-2	管理区域その他の事業所内の人方が立ち入る場所において、放射線労務従事者等の放射線影響を可能な限り低減するため、区画を仕切る壁による遮蔽、設備・機器の配置や自動化等の措置を行う。	11	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	取り込み漏れなし	変更なし

第一条（定義） 安全上重要な施設

第一条(定義、安全上重要な施設)関連

No.	事業許可申請書での記載内容	記載箇所	設工認における展開 (○：当該申請で展開、-：当該申請に該当しない)	現申請上の許可要求事項 取り込み状況	補正申請に向けた記載 変更なし
		本文P 添付P	第1次申請 添付P 添付3	第2次申請 第3次申請 第4次申請 第5次申請 第6次申請 第7次申請 第8次申請 第9次申請 第10次申請 第11次申請 第12次申請 第13次申請 第14次申請 第15次申請 第16次申請 第17次申請	
4-8	蒸発器又はフードボックスからの室内への漏えいの拡大防止及び影響緩和のため、UF6を正圧で取り扱う設備・機器をUF6に対して耐食性がある材料を用いた防護カバーで覆うとともに、カバー内部及び厚料倉庫室内に警報装置機能及びバッテリを備えたUF6漏えい警報設備を設置する。(12) UFガスの閉じ込め性を強化するために、2次バウンダリである蒸発器、フードボックスの外側に3次バウンダリとしての防護カバーを設け、防護カバーの内側及び外側にUF6の漏えい検知設備を設ける設計とする。(添5-3)	12	-	-	-
4-9	UF6を正圧で取り扱う設備・機器は、耐震重要度分類第1類に求められる地震力を越えない程度の地震加速度(0.15G)を検知した時点で、遮断弁を自動開止することにより、UF6ガスの供給を停止する設計とする。	12	添5-3	-	-
4-10	粉末状のウランを取納する設備・機器は、ウランの飛散のない設計とする。(13)	13	-	○	-
4-11	粉末状のウランを取納する容器は、パッキンを介した蓋等により飛散のない設計とする。(13)	13	-	○	-
4-12	非密封のウランを取り扱うフードボックスは、局所排気系統により、開口部の風速を0.5m/秒以上とするか、その内部を室内に対して9.8Pa以上の負圧を維持できる設計とする。(13)	13	添6-3	-	-
4-13	粉末状のウランを取り扱う混合機、ブレーカー、研削装置等に設けるフード等は、内部を非活性することにより開口部の風速を0.5m/秒以上とするか、内部を室内に対して9.8Pa以上の負圧となるように管理する。(添6-3)	13	-	○	-
4-14	粉末状のウランを加工状態で取り扱う設備は、局所排気系に接続したフードボックス又は配管カバー内に取納する設計とする。	13	-	-	-
4-15	粉末状のウランが比較的多く移行するおそれのある局所排気系統については、公衆の線量を極力低くするため、閉じ込めに際し、事故の拡大防止・影響緩和機能を有する2次バウンダリとして、高性能エアフィルタを2段設置する設計とする。(13)	13,31	-	-	-
4-16	液体状のウラン及び液体廃棄物を収納する設備・機器は、閉じ込めに際し、異常の発生防止機能を有する次バウンダリとしてウランの漏えいを防止するため、取納するウランの形態に応じて耐食性を有する材料を用いる設計とする。また、接液部は必要に応じてライニング等により腐食による漏えいを防止する設計とする。さらに、運転条件において漏えいのない設計とする。(13)	13	-	○	-
4-17	液体状のウラン及び液体廃棄物の貯槽で上部に開口部がある場合、オーバーフローによる漏えいを防止するため、それらの貯槽に被位置計を設置し、液位異常を運転員に知らせれる警報設備を設置する設計とし、液体状のウランの貯槽には被位置異常の検知に運動し、給液を自動的に停止するインターロック機構を設置する設計とする。	13	-	-	-
	液体状の放射性物質を取り扱う施設では、当該放射性物質が施設外へ漏えいするおそれがある場合には、想定される漏えい量を考慮し、施設外への漏えいを防止するための垂又は段差を設け、漏えいを検知するために墻面水栓和警報設備を設けることとする。	14	-	○	○

第一条（定義） 安全上重要的施設

No.	記載箇所	申請書面の記載内容										現申請上の許可要求事項 取り込み状況	相応申請に向けた記載
		本文P	添付P	第1次申請	第2次申請	第3次申請	第4次申請	第5次申請	第6次申請	第7次申請			
4-18	周辺監視区域外へ管理されない排水路の上には、第1種管	14	-	-	-	○	-	○	-	○	○	取り込み漏れなし	変更なし
4-19	UO2F2溶液を取り扱う設備・機器は、漏えい時にUO2F2溶液が飛散して運転員へ被曝しないようにするとともに、漏えいしたUO2F2溶液から漏発するHFの拡散を緩和するため、飛散防止カバーを設置するとともに、局所排気系統へ接続する設計とする。	14	添5-3	-	-	-	-	○	○	-	-	取り込み漏れなし	変更なし
4-20	磨液の処理工程に磨液が流出することを防止する設計とする。	14	-	-	-	-	-	-	-	○	○	取り込み漏れなし	変更なし
4-21	ウランを搬送する設備は、ウランを搬送する能力を有する設計とし、搬送するための動力の供給が停止した場合に、ウランを安全に保持できる設計とする。	7,14	-	-	○	-	-	-	○	○	○	取り込み漏れなし	変更なし
4-22	気体又は液体の放射性物質を内包する設備・機器については逆止弁、波封等を設け、放射性物質を内包しない設備・機器への逆流による拡散を防止する設計とする。また、換気設備においても同様とする。	14	-	-	-	-	○	○	○	○	○	取り込み漏れなし	変更なし
4-23	第1種管理区域において、ウランを取り扱う工程の設備・機器のうち、ウランが設備・機器から空気中へ飛散するおそれがあるものについては、局所排気系統に接続することによりウランの空気中への飛散を防止する設計とする。	14	-	-	○	-	○	○	○	○	○	取り込み漏れなし	変更なし
4-24	第1種管理区域は、無密閉構造とするとともに、室内の圧力を外気に対して負圧に維持する設計とする。また、同区域の建物の内部の味及び人が触れるおそれがある壁は、表面をウランが浸透しにくく、除染が容易で、腐食しにくい樹脂系塗料等で仕上げる。	14	-	○	○	○	-	○	○	○	○	取り込み漏れなし	変更なし
4-25	第1種管理区域の室内空気は、ウラン粉末が室内に漏えいした場合に備え、高機能エアフィルタ、排気ファン及びダクトから構成される室内排気系統により排気し、空気中のウランを除去する設計とする。なお、排気系統の一部については、高機能エアフィルタにより処理して部屋へ再循環給気を行う系統を設ける設計とする。	15	-	-	-	-	-	○	○	○	○	取り込み漏れなし	変更なし
4-26	第1種管理区域に係る建物の接続部に設けるエキスパンションジョイントは、建物外壁との接合部をシーリング等により漏えいの少ない設計とする。	15	-	-	○	○	-	○	-	○	-	取り込み漏れなし	変更なし
4-27	給気ファンと排気ファンとの間にインターロック機構を設け、排気ファンが運転されない限り給気ファンが運転されない設計及び排気ファンが停止したときに給気ファンが停止する設計とする。(13)	15	-	-	-	-	-	-	-	○	○	取り込み漏れなし	変更なし
4-28	局所排気系統及び室内排気系統には高機能エアフィルタを設け、公衆の線量を十分に低減する設計とする。(13) 設計基準事故において、公衆に対して著しい放射線被ばくを及ぼすおそれがないよう、事故に起因して環境に放出される放射性物質の量を低減させる設計とする。(15)	13,15	-	-	-	-	-	-	-	○	○	取り込み漏れなし	変更なし

第一条（定義、安全上重要な施設）

No.	事業許可申請書での記載内容	記載箇所	設工認における展開	(○：当該申請で展開、-：当該申請に該当しない)	現申請上の許可要求事項	補正申請に向けた記載					
	本文P	添付P	第1次申請	第2次申請	第3次申請	第4次申請	第5次申請	第6次申請	第7次申請	取り込み状況	変更なし
4-29	設計基準事故として想定している閉じ込め機能の不全においても、第1種管理区域は、局所排気系統及び室内排気系統により負圧を維持する設計とする(15)	15,234 添6-3	- ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	取り込み漏れなし	変更なし
	第1種管理区域は、気体廃棄設備によって負圧に維持することにより閉じ込めを管理する。事故時においても、ウランの飛散するおそれのある部屋は、当該区域の室内的圧力を外気に対して負圧に維持するよう可能な限り管理する。(234)										
4-30	第1種管理区域は、換気設備によって負圧に維持することにより閉じ込めを管理する。事故時においても、ウランの飛散するおそれのある部屋は、当該区域の室内的圧力を外気に対して19.6Pa以上の負圧に維持するよう可能な限り管理する。(添6-3)	UF6の漏えいに対しては、スクラバによる処理を行い、二段の高性能エアフィルタ(後段はHF性)を通して排出する設計とする。	15 添5-3	- -	- -	- -	○ ○	○ ○	- -	取り込み漏れなし	変更なし
4-31	局所排気系統については、外部電源が喪失した場合には非常用ディーゼル発電機による電力をを行い、第1種管理区域の負圧維持ができる設計とする。	15	- -	- -	- -	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	取り込み漏れなし	変更なし
4-32	容器等の落下を防止する設計(可燃性ガスを取り扱う設備・機器以外)	42等	- -	○ ○	- -	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	取り込み漏れなし	変更なし
4-33	設備・機器の過加熱を防止する設計(可燃性ガスを取り扱う設備・機器以外)	44等	- -	○ ○	- -	○ ○	○ ○	○ ○	- -	取り込み漏れなし	変更なし
4-34	施工設置の継続について、1.3mSv/3月間を超えるか、又は超えるおそれのある場所を管理区域として設定し、人の出入りを管理する。(10) 汚染拡大防止のため、ウランを取り扱う区域は、ウランを密封して取り扱い又は貯蔵し、汚染の発生するおそれのない区域(第2種管理区域)と、非密封のウランを取り扱い又は貯蔵し、汚染の発生するおそれのある区域(第1種管理区域)とに区分する。(添5-2)	10, 14, 234 添5-2, 添6-3	○ ○	○ ○	- -	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	取り込み漏れなし	変更なし

第一条（定義、安全上重要な施設）

No.	申請許可申請書での記載内容	記載箇所	設工認における展開 (O : 当該申請で展開、- : 当該申請に該当しない)	現申請の許可要求事項
	本文P	添付P	第1次申請 第2次申請 第3次申請 第4次申請 第5次申請 第6次申請 第7次申請	取り込み状況
5-1	加工施設の建物は、建築基準法等関係法令で定める耐火構造又は不燃性材料を使用した設計とする。取り扱うランの性状を考慮して防火区画を設けて延焼を防止し、建物からのランの漏えいを防止する。	16 添5-48	O O O O O O O	取り込み漏れなし
5-2	加工施設の建物内に設置する燃然物質を取り扱うフードボックス等の設備・機器は、火災発生防止のため、不燃性又は難燃性材料を使用した設計とする。(16)	16 添5-49	O O O O O O O	取り込み漏れなし
5-3	設備・機器は、火災発生防止のため、主要な構造材は不燃性又は難燃性材料を使用した設計とする。(添5-2)	16 添5-49	- - - O O O	取り込み漏れなし
5-4	UF6を正圧取り扱う設備・機器は転換工場原料倉庫へ集約するとともに、UF6を取り扱う設備・機器の近傍には可能な限り火災源となり得るものを探査しない設計とする。(16)	16 添5-49	- - - O O O	取り込み漏れなし
5-5	UF6を正圧取り扱う設備・機器は転換工場原料倉庫へ集約するとともに、UF6を取り扱う設備・機器の近傍には可能な限り火災源となり得るものを探査しない設計とする。また、火災源となり得るものを設置する場合には、火災を早期に感知し報知し消防法に基づき自動火災報知設備を設置する設計とする。	17 添5-50	O O O O O O	取り込み漏れなし
5-6	人が火災を見た場合、消防法に基づき手動で火災信号を発信する発信機を設置する設計とする。(17)	17 - O O O O O	取り込み漏れなし	
5-7	初期消火を迅速かつ確実に行うために、消防法に基づき二酸化炭素消火器及び粉末消火器を設置する設計とする。なお、消火器の設置数は消防法で定める数以上を設置する設計とする。	17 - O O O O O	取り込み漏れなし	
5-8	第1種管理区域では水消火による境界の発生を防止するために、金属製の容器や網で管火水源を遮断できない可燃性物質に対し、その周辺に消火器を追加配置する設計とする。	17 添5-50	- - O O - -	取り込み漏れなし
5-9	屋外には、建物及びその周辺の火災を消火するため、消防法に従い屋外消防栓、防火水槽、また、可燃消防ポンプを設置する設計とする。(17)	17 添5-50	O O O O O O	取り込み漏れなし
5-10	活動に必要な資機材を設置するために、防火服、防護マスク、投光機等の消防活動用具を円滑に実施するための延焼を防止する設計とする。(添5-50)	17 - - - - -	- - - - -	7次申請で保安規定で規定する事項で変更なし
5-11	火災の延焼を防止するために、防火壁、防火扉等の防火設備を設けることと当該火災区域への延焼を防止する設計とする。(17)	17 添5-48, 添5-51	O O O O O O	取り込み漏れなし
5-12	火災防護対象設備を設置している建物に火災区域を設定する。(添5-48)	17	- - - - -	取り込み漏れなし
5-13	火災発生時に離界防止、閉じ込め及び警報機能を維持するため、放射性物質等を取り扱う区域は火災区域に設定する。また、当該火災区域に隣接する区域のうち、延焼の可能性がある区域も火災区域に設定する。(添5-48)	17	- - - - -	取り込み漏れなし
5-14	建築基準法に基づく防火区画を基本として、取扱物質及び管理区域の区分を考慮して、以下のどおり防火区画を一部細分化して火災区域を設定する。なお、火災区画は火災区域と同一とする。	17	- - - - -	取り込み漏れなし
①	工場棟の成形工場（第1種管理区域）と組立工場（第2種管理区域）は、火災発生時の延焼を防止するために別の火災区域とする。			

第一条(定義、安全上重要な施設) 関連

No.	事業許可申請書での記載内容	記載箇所 本文P 添付P	設工認における展開 (○:当該申請で展開、ー:当該申請に該当しない)					現申請上の許可要求事項 取り込み状況	補正申請に向けた記載 前頁の焼き
			第1次申請 前頁の 継ぎ	第2次申請 前頁の 継ぎ	第4次申請 前頁の 継ぎ	第5次申請 前頁の 継ぎ	第6次申請 前頁の 継ぎ		
前頁の 継ぎ	② 工場棟の転換工場の原料倉庫と原料倉庫の上階に位置するダクトスペースは、放射性物質を取り扱う区域と気体廃棄設備を処理する区域の違いがあり、また、耐火性能を有する天井で分離していることから、別の火災区域とする。 ③ 工場棟の転換工場の上階に位置するダクトスペースは、放射性物質を取り扱う区域と気体廃棄設備を処理する区域の違いがあり、また、耐火性能を有する天井で分離していることから、別の火災区域とする。(添5-48)								前頁の焼き
5-11	④ 工場棟の成型工場（ベレット加工室、ペレット貯蔵室、燃料搬送室、燃料搬査室）とその上階に位置する成型工場（フィルタ室）は、放射性物質を取り扱う区域と気体廃棄設備を処理する区域の違いがあり、また、耐火性能を有する天井で分離していることから、別の火災区域とする。(添5-48) 火災の延焼を防止するために火災区域を設定し、火災区域内における火災の継続時間を示す指標に相当する等価時間が防火壁等の耐火時間を超えない設計とする。(添5-51)		17	添7-8	ー	ー	ー	○ ○ 取り込み漏れなし	変更なし
5-12	火災が発生し、その影響がある非排気系統を停止しても、それ以外の排気系統により建物の負圧を維持する設計とする。		16	ー	ー	ー	○ ○ 取り込み漏れなし	変更なし	変更なし
5-13	可燃性油類を使用する設備・機器は、発火及び昇温を防止する対策を講じる設計とする。(16) 燃却部戸は、助燃用として使用する灯油が内部に大量に滞留し、爆発的な燃焼を防止するために燃焼用空気を管理する設計とする。また、難燃的な燃焼に進展することを防止するため、燃焼空気用送風機が停止した場合、自動的に灯油の供給を停止するインターロック機構を設ける設計とする。燃却部戸は、灯油が内部に滞留することを防止する設計とする。また、異常な温度上昇を防ぐ設計とする。		添5-50	ー	ー	ー	○ ○ 取り込み漏れなし	変更なし	変更なし
5-14	燃却部戸は火災を防止するために非排気温度を管理する設計とする。また、火災に至る進展を防止するため、非排気温度高異常で、自動的に灯油の供給を停止するインターロック機構を設ける設計とする。(添5-50) 使用電圧が高い幹線動力用ケーブル及び配電設備から大きな電流を扱う盤までのケーブルは、難燃性ケーブルを使用した設計とする。また、UF6ガス及び水素を取り扱う設備に關し、地震時にそのガスの供給を自動停止するインターロックに係るケーブルについては、火災から防護するため、検出端から作動端まで金属製カバーに収納する設計とする。なお、設備機器に係る電力用ケーブル及び計測・制御用ケーブルについては、火災によるケーブル損傷でその機能を喪失しても、対象の設備機器は安全側に動作する（運転停止する）設計とする。		添5-49	○ ○	ー	ー	○ ○ 取り込み漏れなし	変更なし	変更なし
5-15	油火災は燃焼速度が速く、周辺の難燃性物質に延焼するおそれがあることから、潤滑油や油圧作動油を内包する設備機器は、火災熱影響評面で閉じ込め機能が不全となる場合は、遮熱板を設置する等により影響軽減させる設計とする。		添5-49	ー	○ ○	ー	○ ○ 取り込み漏れなし	変更なし	変更なし
5-16	可燃性油類の貯蔵施設は、屋外に設置する設計とする。(添5-49) 石油の貯蔵施設は、屋外に設置する設計とする。(添5-50)		添5-49, 添5-50	ー	ー	ー	ー	ー	7次申請で保安規定で規定する事項で ある旨、資料23他で説明
5-17	火災の延焼の防止に関して更なる閉じ込めの強化を図るために、転換工場と成型工場の境界において転換工場の南側に防火壁（扉を含む）を追設する設計とする。		添5-51	ー	ー	○ ○	ー	ー	取り込み漏れなし 変更なし

第一条（定義、安全上重要な施設）

No.	事業許可申請書での記載内容	記載箇所	設工認における展開 (○：当該申請で展開、-：当該申請に該当しない)	現申請上の許可要求事項	補正申請に向けた記載	
No.	事業許可申請書での記載内容	本文P 添付P	第1次申請 第2次申請	第3次申請 第4次申請	第5次申請 第6次申請	第7次申請 第8次申請
5-18	第1種管理区域からの排気ダクトが高性能エアフィルタを通して前に非管理区域を通過する部分は、火災による損傷により、第1種管理区域の排気が非常区域内に漏えいしないように、不燃性構造又は耐火シールを施す設計とする。	-	添5-51	-	-	-
5-19	火災区域間の延焼を防止するため、電力用、計測用及び制御用ケーブルは、防火壁の貫通部に耐火シールを施工する設計とする。	-	添5-51	○	○	○
5-20	火災の延焼防止のため、難燃性物質を使用する設備・機器は火災源から可能な限り遠ざける設計とする。また、火災源の近くに設置せざるを得ない難燃性物質を使用する設備・機器に、遮熱板を設置する又は塗化ビニル製の排気ダクト等の難燃性物質に対して耐火シートを被覆する設計とする。	-	添5-51	-	-	-
5-21	主要な構造材が難燃物であり火災荷重が大きなスカラバは、金属で覆うことにより延焼しない設計とする。	-	添5-51	-	-	-
5-22	火災の延焼を防止するために、核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物は金属カバーで覆う設計とする。また、高性能エアフィルタの木枠は金属カバーで覆う設計とする。	-	添5-51	○	-	-
5-23	爆発性の物質である水素ガスを使用する設備・機器は、水素ガスが設備・機器外へ漏れることを防止する対策、余剰水素ガスを安全に排出する対策、空気の混入を防止する対策を融じる設計とする。(16)ロータリーキルン、連続焼結炉及びバッチ式小型焼結炉は、空気の混入により水素ガスが爆発することを防止するため、不燃性又は難燃性の材料を使用するとともに、使用条件において十分な強度を有する設計とする。また、炉内圧力を正圧に維持するために、供給ガス圧力を管理する設計とする。さらに、炉体損傷により、炉内圧力の低下による空気の混入を防止するために、供給ガス圧力(炉内圧力)が低下した場合は、自動的に水素ガス供給弁を開き、窒素ガス供給弁を開くとするインターロック及び警報設備を設置する設計とする。(添5-54)	16	添5-54	-	-	-
5-24	水素ガスを使用する設備・機器を設置する部屋では、水素ガスの漏えいを検知できる設計とする。(16)ロータリーキルン、連続焼結炉及びバッチ式小型焼結炉は、余剰水素ガスを滞留するところなく、安全に排出するために、余剰水素ガスを燃焼させてから排出する機構を設置する設計とする。また、余剰水素ガスを燃焼させたための着火源が漏洩した場合は、自動的に水素ガス遮断弁を開封するインターロック及び警報設備を設置する設計とする。さらに、ロータリーキルン、連続焼結炉及びバッチ式小型焼結炉を設置する部屋は、水素ガス漏えい検知設備を設置するとともに、水素ガスが漏えいした場合に滞留しないように、気体流量計により換気する設計とする。	16	添5-55	-	-	-
5-25	炉体損傷により、水素ガスが炉外に漏えいした場合は、水素ガスの漏えいを検知するためには、水素ガス漏えい検知器を設置する設計とし、漏えいを検知した場合は、自動的に水素ガス遮断弁を開封するインターロック及び警報設備を設置する設計とする。(添5-55)					

第一条（定義、安全上重要な施設）関連

No.	事業許可申請書での記載内容	設工認における展開 (○：当該申請で展開、ー：当該申請に該当しない)						現申請上の許可要求事項 取り込み状況	補正申請に向けた記載		
		記載箇所 本文P	添付P	第1次申請	第2次申請	第3次申請	第4次申請	第5次申請	第6次申請		
5-25	水素ガスを使用する設備・機器は、過加熱による設備・機器の損傷による水素ガスの漏えいを防止するため、熱的制限値を設定してこれを超えることのない設計とする。(16)	16	添5-54	ー	ー	ー	ー	ー	○	ー	取り込み漏れなし 変更なし
5-26	連続焼結炉及びバッチ式小型焼結炉は、過加熱による炉体損傷に伴う水素ガスの漏えいを防止するために、炉体を冷却するための冷却水を管理する設計とする。また、炉体を冷却するための冷却水の圧力が設定値以下に低下した場合は、自動的に加熱ヒーター用電源を遮断するインターロック及び警報装置を設置する設計とする。	-	添5-56	-	-	-	-	-	○	ー	取り込み漏れなし 変更なし
5-27	水素ガスを使用する設備・機器は、耐震重要度分類第1類に求められる地震力をを超えない程度の地震加速度(150ガル = 0.15G)を検知した時点で、水素ガスの供給を停止する設計とする。(16)	16	添5-56	-	-	-	-	-	○	○	取り込み漏れなし 変更なし
5-28	水素ガスを使用する設備・機器は、万一、炉内で水素爆発が発生した場合でも、本体の損傷による内部飛来物の発生を防止する設計とする。(17)	17	添5-56, 添7-8	-	-	-	-	-	○	ー	取り込み漏れなし 変更なし
5-29	ロータリーキルン、連続焼結炉及びバッチ式小型焼結炉は、水素ガスの爆発による炉体の破損に伴う内部飛来物の発生を防止するために、爆発圧力を逃がす機構を設置する(添5-56)	-	添5-56, 添7-8	-	-	-	-	-	○	ー	取り込み漏れなし 変更なし
5-30	ロータリーキルンの爆発圧力を逃がす機構は局所排気系統に接続し、ワラン粉末が室内に漏えいしない設計とする。	-	添5-56	-	-	-	-	-	○	ー	取り込み漏れなし 変更なし

第一条（定義、安全上重要な施設）関連

No.	事業許可申請書での記載内容	記載箇所							設工認における展開（○：当該申請で展開、ー：当該申請に該当しない）							現申請上の許可要求事項 取り込み状況	補正申請に向けた記載 変更なし
		本文P	添付P	第1次申請	第2次申請	第3次申請	第4次申請	第5次申請	第6次申請	第7次申請	第8次申請	第9次申請	第10次申請	第11次申請	第12次申請		
6-1	安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地盤力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する設計とする。（18） 建物・構築物の基礎は、十分な支持性能を有する砂礫層への杭基礎、又は十分な支持性能を有する砂礫層の上部を地盤改良し建物の基礎を直接造る直接基礎に支持させる。十分な支持性能を有する砂礫層のN値は30以上とする。ただし、基礎荷重の小さい建物・構築物は、地表近くのローム層に支持させ	18	添5-20	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	取り込み漏れなし	

第一条(定義、安全上重要な施設) 関連

No.	事業許可申請書での記載内容	記載箇所 本文P 添付P	設工認における展開 (○:当該申請で展開、ー:当該申請に該当しない)				現申請上の許可要求事項 取り込み状況	補正申請に向けた記載	
			第1次申請 添5-20	第2次申請 ○	第3次申請 ○	第4次申請 ○			
7-1	ウランを取り扱う設備・機器及びウランを収納する設備・機器等並びにこれらを収納する建物については、地震の発生による当該設備・機器の安全機能が喪失した場合の影響の相対的な程度に応じて分類する。(18)	18	添5-20	○	○	○	○	○	取り込み漏れなし 変更なし
7-2	ウランを取り扱う設備・機器及びウランを収納する設備・機器等並びにこれらを収納する建物については、地震の発生による当該設備・機器の安全機能が喪失した場合の影響の相対的な程度に応じて分類し、以下のとおり、それらを上位の分類へ上位に属するもの、下位の分類に属するもののうちによって波及的被害が生じないものとするとともに、下位の分類に属するものを上位の分類の建物及び構築物と構造的に一体に設計することが必要な場合には、上位の分類による設計とする。 <small>(添5-20)</small>	18	添5-20	ー	○	○	○	○	取り込み漏れなし 変更なし
7-3	建物・構築物の区分については、収納する設備・機器の重要度区分と同じか、それより上位の分類とする。 閉じ込め機能において建物の一部として同等の性能を要求される設備(暖等)については、建物と同じ区分とする。 外部環境への汚染防止のため、設置する建物の耐震重要度と同じとする。	ー	添5-21	○	○	○	○	○	取り込み漏れなし 変更なし
7-4	耐震設計上独立した建物を接続する場合は、エキスパンションジョイントを介して接続する設計とする。	18	添5-24	ー	○	○	ー	○	取り込み漏れなし 変更なし
7-5	a. 建物・構築物の耐震設計の考え方 事業許可基準規則解説別記3のとおり、建物及び構築物の耐震設計に用いる解説的地震力について、建築基準法施行令第88条に規定する標準せん断力係数(C)を0.2以上とし、地震層せん断力係数に、耐震重要度に応じた割増し係数(第1類: 1.5以上、第2類: 1.25以上、第3類: 1.0以上)を乗じて算定する。(19) 【一次設計】 総的地震力は、建築基準法施行令第88条に規定する地震層せん断力係数Cjに、耐震重要度に応じて下記に示す割増し係数を乗じて算定する。ここで、地震層せん断力係数Cjは、標準せん断力係数C0を0.9以上とし、建物・構築物の振動特性、地盤の種類等を考慮して求められる値とする。(添5-23) b. 一次設計 事業許可基準規則解説別記3のとおり、建物及び構築物の耐震設計に用いる解説的地震力について、建築基準法施行令第88条に規定する標準せん断力係数(C)を0.2以上とし、地震層せん断力係数に、耐震重要度に応じた割増し係数(第1類: 1.5以上、第2類: 1.25以上、第3類: 1.0以上)を乗じて算定する。(19) 【二次設計】 総的地震力は、建築基準法施行令第88条に規定する地震層せん断力係数Cjに、耐震重要度に応じて下記に示す割増し係数を乗じて算定する。ここで、地震層せん断力係数Cjは、標準せん断力係数C0を0.9以上とし、建物・構築物の振動特性、地盤の種類等を考慮して求められる値とする。(20)	19	添5-23	○	○	○	○	○	取り込み漏れなし 変更なし
7-6	(3) 建物・構築物の耐震設計の考え方 b. 二次設計 保有水平耐力の算定においては、同施行令第82条の3により定まる方法により安全性を確認することを原則とし、必要保有水平耐力については、標準せん断力係数(C)を1.0以上とし、同条第2号に規定する式で計算した数値に耐震重要度に応じた割増し係数を乗じて算定する。(20)	20	添5-24	○	○	○	○	○	取り込み漏れなし 変更なし

第一条(定義、安全上重要な施設) 関連

No.	事業許可申請書での記載内容	現申請上の許可要求事項 取り込み状況						前頁の 続き
		記載箇所 本文P 前頁の 続き	添付P 前頁の 続き	第1次申請 第2次申請 前頁の 続き	第4次申請 第5次申請 前頁の 続き	第6次申請 第7次申請 前頁の 続き	前頁の 続き	
【二次設計】 前頁の 続き	保有水平耐力の算定においては、建築基準法施行令第82条の3に規定する構造計算により安全性を確認することを原則とする。また、必要保有水平耐力については、同条第2号に規定する式で計算した数値に下記に示す割り増し係数を乗じた値とする。また、必要保有水平耐力の算出に使用する標準せん断力係数C _d は1.0以上とする。(添5-24)							前頁の 続き
7-7	第1類に属する建物・構築物(但し、戸別貯蔵所を除く)については、Sクラスに属する施設に求められる程度の静的地震力(1G程度)に対して、建物が過度の変形・損傷を防止するため終局に至らない設計とする。(20) 耐震重要度分類第3類の建物及び構築物(以下「建物」という。)は、割り増し係数1.5以上とし、Sクラス相当の3.0を乗じた静的地震力3Ci(0.6G)に対して建物が慣性弾性範囲にある設計(添5-118)	20	添5-118	-	○	○	-	○
7-8	(4) 設備・機器の耐震設計の考え方 a. 一次設計 設備・機器の耐震設計に用いる静的地震力については、一次設計に係る静的地震力(一次地震力)について、対象の設備、機器の固有振動数が20Hz以上の場合、剛構造とし、地震層せん断力係数に、耐震重要度に応じた割り増し係数(第1類:1.5以上、第2類:1.25以上、第3類:1.0以上)を乗じたものに20%増して算定する。一次設計は、常時作用している荷重と、一次地震力とを組み合わせ、その結果発生する応力を許容限界とする設計とする。(添5-25)	20	添5-25	○	○	○	○	○
	【一次設計】 各クラスともに一次設計を行う。この一次設計に係る一次地震力は、地震層せん断力係数C _d に、耐震重要度に応じて上記に示す割り増し係数を乗じたものに20%増して算定するものとする。ここで「一次設計」とは、常時作用している荷重と一次地震力を組み合わせ、その結果発生する応力に対して、降伏応力又はこれと同等な安全性を有する応力を許容限界とする設計をいう。(添5-25)							変更なし
7-9	剛構造とならない設備・機器の一次設計では、動的解析等適切な方法により設計する。具体的には、「建築設備耐震設計・施工指針(独立行政法人建築研究所監修)」の「局部震度法による設備機器の設計用水平震度」を適用し、当該設計用水平震度より算出される地震力と設備・機器に常時作用している荷重を組み合わせ、その結果、第1類、第2類及び第3類に属する設備・機器について、それぞれ1G、0.6G及び0.4Gの静的地震力で弹性状態である設計とする。なお、剛構造とならない設備・機器については、一次設計の水平震度(0.54)に対し、一次設計の水平震度(1.0)で包含できることから、二次設計は不要とする。(20)	20,21	添5-25, 添5-26	○	○	○	○	○
	剛構造とならない設備・機器の耐震設計は、「建築設備耐震設計・施工指針(一般財團法人 日本建築センタ一発行)」の局部震度法による「設備機器の設計用標準震度」に基づく水平地震力と設備・機器に常時作用している荷重の組み合わせに対する設計を行う。具体的には、第1類、第2類、第3類の設備・機器に対してそれぞれ1.0G、0.6G、0.4Gの水平地震力を考慮する。(添5-25)							変更なし

第一条（定義、安全上重要な施設）関連

No.	事業許可申請書での記載内容	記載箇所 本文P 添付P	設工認における展開 (○：当該申請で展開、ー：当該申請に該当しない) 第2次申請 第1次申請	現申請上の許可要求事項 取り込み状況				補正申請に向けた記載 変更なし
				第4次申請 第5次申請 第6次申請	第4次申請 第5次申請 第6次申請	第4次申請 第5次申請 第6次申請	第4次申請 第5次申請 第6次申請	
7-10	(4) 設備・機器の耐震設計の考え方 b.二次設計 耐震重要度分類の第1類については、上記の一次設計に加え、二次設計を行なうものとする。二次設計に用いる地震力は、一次地震力に割増し係数1.5以上を乗じたものとする。 二次設計は、常時作用している荷重と二次地震力を組み合わせ、その結果発生する応力に対して、設備・機器の相当部分が降伏し、塑性变形する場合でも過大な変形、亀裂、破損等が生じ、その施設の安全機能に重大な影響を及ぼすことがない設計とする。(20)	20,21 添5-25	ー ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	取り込み漏れなし
7-11	【二次設計】 第1類については、上記の一次設計に加え、二次設計を行う。この二次設計に係る二次地震力は、一次地震力に1.5以上を乗じたものとする。ここで「二次設計」とは、常時作用している荷重と一次地震力を上回る二次地震力を組み合わせ、その結果発生する応力に対して、設備・機器の相当部分が降伏し、塑性变形する場合でも過大な変形、亀裂、破損等が生じ、その施設の安全機能に重大な影響を及ぼすことがない設計をいう。(添5-25)	2 添5-1, 添5-22	ー ー ー ー	ー ー ー ー	ー ー ー ー	○ ○ ○ ○	ー ー ー ー	取り込み漏れなし 変更なし
7-12	耐震重要度 第1類 水素取扱設備及び著しく大きな地震力が作用する前に大きな地震を検知した場合に作動を期待するインターロック機構(添5-22)	18 添5-22	ー ー ー ー	ー ー ー ー	ー ー ー ー	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	取り込み漏れなし 変更なし
7-13	耐震重要度 第1類 ターロック機構の検出端、作動端 耐震重要度が第1類である機器の閉じ込めの一次ハシランダリを構成するインターロック機構(第1類)	ー 添5-22	ー ー ー ー	ー ー ー ー	ー ー ー ー	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	取り込み漏れなし 変更なし
7-14	耐震重要度 第1類 UF6ガス漏えい時に局部排気中のUF6等の除去を行う設備	19 添5-22	ー ー ー ー	ー ー ー ー	ー ー ー ー	○ ○ ○ ○	ー ー ー ー	取り込み漏れなし 変更なし
7-15	耐震重要度 第1類 インターロック機構の制御部(信号線含む)、電源系統及び駆動用ユーティリティ系統	ー 添5-22	ー ー ー ー	ー ー ー ー	ー ー ー ー	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	取り込み漏れなし 変更なし

第一条（定義、安全上重要な施設）関連

事業許可申請書での記載内容		記載箇所における展開（○：当該申請で展開、ー：当該申請に該当しない）			
No.		記載箇所 本文P	添付P	設工認における展開 第1次申請	現申請上の許可要求事項 取り込み状況
		第3次申請 第4次申請 第5次申請 第6次申請 第7次申請		取り込み漏れなし	補正申請に向けた記載 変更なし

第一章 安全上重要之施設（運輸）

No.	事業許可申請書での記載内容	記載箇所	設工認における展開 (○ : 当該申請で展開、- : 当該申請に該当しない)	現申請上の許可要求事項	補正申請に向けた記載					
本文P	添付P	第1次申請	第2次申請	第3次申請	第4次申請	第5次申請	第6次申請	第7次申請	取り込み状況	取り込み漏れなし
9-1 (電巻)	電巻に対して安全機能を有する施設の安全機能を損なうことがないよう加工施設の建物・構築物は、巻き荷重を上回る強度を有する設計とする。 (東絞)	24	-	○	○	○	○	○	取り込み漏れなし	変更なし
9-2 (東絞)	凍結のおそれのあるものについては、断熱材付きの配管を用いる等の措置を講じる。	24	-	○	○	○	○	○	取り込み漏れなし	変更なし
9-3 (積雪)	積雪について、加工施設は、約60cm相当の積雪に耐える実耐力を有し、 (25) 加工施設の建物の屋根構造は、折板屋根（鉄骨造の屋根）と鉄筋コンクリート屋根の2種類があり、実耐荷重は折板屋根が小さいものの、戸戸気象台が観測した最深積雪量を踏まえても、約60cmの積雪に耐える実力を有する。（添5-44） (火山灰)	25	添5-44,	○	○	○	○	○	取り込み漏れなし	変更なし
9-4 (落雷)	防護対象施設（核燃料物質を内包する建物）は、層厚7cm（密度1.7g/cm ³ ）の水を吸って重くなった状態の降下火砕物による荷重に耐える実耐力を有する（25） 加工施設の建物の主な屋根構造は、折板屋根（転換工場、成型工場、組立工場、染色・分析室、他）と養殖コンクリート屋根（加工棧、第3核燃料貯蔵庫、第3核燃料倉庫、原燃料貯蔵所、シンランダ洗浄棧、他）の2種類があり、実耐荷重は折板屋根が小さく、降下火砕物（温潤密度1.2g/cm ³ ）で約10cm（約60cmの積雪に相当）に耐える実力を有する。（温潤密度1.7g/cm ³ では約7cmに相当する。）また、鉄筋コンクリート屋根の実耐荷重は、降下火砕物（温潤密度1.2g/cm ³ ）で約28cm（約168cmの積雪に相当）に耐える実力を有する。（温潤密度1.7g/cm ³ では約20cmに相当する。）（添5-45）	25	-	○	○	○	○	○	取り込み漏れなし	変更なし
9-5 (生物学的影響)	落雷について、建築基準法、消防法等に基づき避雷針を設置する。 (生物的影響)	26	-	○	○	○	○	○	取り込み漏れなし	変更なし
9-6 (屋外危険物の火災・爆発)	生物学的影響について、配管を利用した外部供給水の設計、外気取入口へのフィルタを設置する。	27	-	○	○	○	○	○	取り込み漏れなし	変更なし
9-7 (電磁的障害)	火災・爆発による影響評価のもとに、火災・爆発により核燃料物質を内包する設備が設置されている建物の外壁が損傷しない設計とする。 (電磁的障害)	28	-	-	○	-	-	○	取り込み漏れなし	変更なし

第一条(定義、安全上重要な施設) 関連

No.	事業許可申請書での記載内容	現申請上の許可要件							現申請における展開(C:当該申請で展開、ー:当該申請に該当しない)	現申請上の許可要件状況 取り込み漏れなし	補正申請に向けた記載 変更なし
		第1次申請	第2次申請	第3次申請	第4次申請	第5次申請	第6次申請	第7次申請			
9-8 (巻)	F1巻に対する安全設計としては、建物の外壁（開口部であるシャッタ等を含む）及び屋根は、F1巻を除く全ての建物はF1巻荷重により損傷しない設計とする。（添5-32）	-	添5-32 添付P	○	○	○	○	○	○	○	○
9-9 (巻)	屋根が折板（カラーボードを含む）及び高圧蒸気養生された軽量気泡コンクリート（以下「ALC」という。）の建物（連絡通路、渡り廊下、前室含む）は、屋根全面の屋根取付け鉄骨トラスの補強及び強度の高い屋根材の取付け又は鉄筋コンクリート造（以下「RC造」という。）屋根の一部を補強し又は鉄筋コンクリート造（以下「SRC造」という。）建物の外壁は全面をシート張りで補強する。鉄骨造（以下「S造」という。）建物の外壁は全面をサイディング（一部内側サイディングを含む。）で補強する。RC造建物の外壁は、強度が不足な一部を鉄板又は増厚で補強する。第3種葉物倉庫は除くシャッタは鉄扉又は補強バーで補強する。	-	添5-33	-	-	○	○	-	○	-	取り込み漏れなし 変更なし
9-10 (巻)	核燃料物質又は廃棄物を取り扱う建物のうち、鉄筋コンクリート造又は鉄骨筋コンクリート造（以下「SRC造」という。）で、屋根構造がRC造の建物は、F3巻に対する、建物の外壁及び屋根が損傷しない設計とする。SRC造である成型工場、組立工場は外壁補強を行う。	-	添5-33	○	○	○	○	○	○	○	取り込み漏れなし 変更なし
9-11 (巻)	核燃料物質又は廃棄物を取り扱う建物のうち、屋根構造がRC造以外の建物（第3種葉物倉庫は除く）は、F3巻に対し、建物の屋根の損傷を前提とするが、外壁は損傷しない設計とする。S造である転換工場、第1種葉物処理所、第2種葉物処理所、除染室・分析室は、補強のためにサイディングを追加する。屋根の損傷を仮定した建物は、屋根の損傷箇所を経由する風の吹き込みに対して、建物内部の床、壁により、設備・機器を防衛する設計とするか、屋根の損傷により設備・機器に直接風圧力が作用する場合は、それら設備・機器（排気ダクトは除く）を耐風圧設計とする。（添5-33）	-	添5-33	-	-	○	○	○	○	○	取り込み漏れなし 変更なし
9-12 (巻)	第3種葉物倉庫を除く建物の開口部（シャッタ等）は鉄扉に変更する。	-	添5-33	○	○	○	-	○	○	○	取り込み漏れなし 変更なし
9-13 (巻)	公道からの車両は、敷地境界の防護フェンスで防護する設計とする。（添5-34） 車両の運動エネルギーを吸収することができるように防護フェンスを公道と接する敷地境界部に設置する。（添5-35）	-	添5-34、 添5-35	-	-	-	-	○	-	取り込み漏れなし 変更なし	

第一条(定義、安全上重要な施設) 関連

No.	事業許可申請書での記載内容	記載箇所						現申請上の許可要求事項					
		本文P	添付P	第1次申請	第2次申請	第3次申請	第4次申請	第5次申請	第6次申請	第7次申請	第8次申請	第9次申請	補正申請に向けた記載
9-14 (電巻)	敷地外から飛来する軽トラック、プレハブ物置は建物で防護する設計とする。 (添5-34) 民家の駐車場等から、防護フェンスを超えて飛来する車両については、飛来する車両の運動エネルギーに応じ、建物の外壁を補強することにより防護する。(添5-35)	-	添5-34, 添5-35	-	○	○	○	○	○	○	○	○	取り込み漏れなし 変更なし
9-15 (電巻)	風荷重により、屋根が損傷するおそれがある施設(転換工場、成型工場、放射線管理棟を含む)、組立工場、除染室・分野室、第1階棄物処理所、第2階棄物処理所)は、建物内に設置される設備・機器等が建物へ飛散することを防止するため、建物の屋根下に飛散防止用防護ネットを設置する。	-	添5-34	-	-	-	-	○	○	-	-	取り込み漏れなし 変更なし	
9-16 (電巻)	UF6を正圧で取り扱う設備・機器に対しては防護カバーを設置する。	-	添5-34	-	-	-	-	○	-	-	-	取り込み漏れなし 変更なし	
9-17 (電巻)	ワランを内包する設備・機器に対しては固縛等の補強を行う。	-	添5-34	-	-	-	-	○	○	○	○	取り込み漏れなし 変更なし	
9-18 (電巻)	高性能エアフィルタ～排風機の間の排気ダクトは、風圧力で飛散しないよう、固定の補強を行う。	-	添5-34	-	-	-	-	-	-	○	-	取り込み漏れなし 変更なし	
9-19 (電巻)	高性能エアフィルタは飛散防止のため、金属カバーで固定する。	-	添5-34	-	-	-	-	○	-	-	○	取り込み漏れなし 変更なし	
9-20 (電巻)	竜巻の風圧力により屋根が損傷する場合は、飛散防止用防護ネットが飛来物の落下による運動エネルギーを吸収することで建物内部の設備・機器の損傷を防止する。	-	添5-35	-	-	-	-	○	○	-	-	取り込み漏れなし 変更なし	
9-21 (森林火災)	加工施設の建物は、建築基準法等関係法令で定める耐火構造又は不燃性材料を使用した設計とする。	16	添5-47, 添5-48	○	○	○	○	○	○	○	○	○	取り込み漏れなし 変更なし
9-22 (屋外危険物の火災・爆発)	灯油を貯蔵する危険物タンク貯蔵所(2)を更新して貯蔵量上限を9.5kℓから0.75kℓに縮小し、火災の影響を防止する。	-	添5-87	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7次申請で保安規定で規定する事項である旨、資料23他で説明 変更なし
9-23 (LPガス供給設備)	LPガス供給設備については、防護対象施設に対して危険限界距離以上の離隔距離となる場所に移設する。	-	添5-87	-	-	○	○	-	○	○	○	○	取り込み漏れなし 変更なし
9-24 (屋外危険物の火災・爆発)	高压ガス貯蔵所については、高压ガス保安法に基づく障壁を、周囲を囲うように設置する。	-	添5-87	-	-	-	-	-	-	○	○	○	取り込み漏れなし 変更なし

第一条（定義、安全上重要な施設）関連

No.	事業許可申請書での記載内容	記載箇所 本文P	設工認における展開(C:当該申請で展開、-:当該申請に該当しない) 第1次申請 添付P	設工認における展開(C:当該申請で展開、-:当該申請に該当しない) 第2次申請 添付P	設工認における展開(C:当該申請で展開、-:当該申請に該当しない) 第3次申請 添付P	設工認における展開(C:当該申請で展開、-:当該申請に該当しない) 第4次申請 添付P	設工認における展開(C:当該申請で展開、-:当該申請に該当しない) 第5次申請 添付P	設工認における展開(C:当該申請で展開、-:当該申請に該当しない) 第6次申請 添付P	設工認における展開(C:当該申請で展開、-:当該申請に該当しない) 第7次申請 添付P	現申請上の許可要件事項 取り込み状況	補正申請に向けた記載 変更なし
9-25 (航空機落下)	航空機の種類に関するらず係数αを保守的に1と設定した上で、3工場（転換工場（第2核燃料庫、作業室（2）を含む。以下「転換工場等」という。）、成型工場、組立工場）それぞれについて評価を行った。その結果、航空機落下確率は、転換工場等は 5.1×10^{-8} 回/年、成型工場及び組立工場は 4.4×10^{-8} 回/年となった。また、有視界飛行方式民間航空機（小型）以外の航空機については、隣接する工場への落下が目的となる工場に影響を及ぼすと仮定して、1つの工場に落下した場合の横的面積を3つの工場の面積の総和として評価を行った。その結果、転換工場等は 9.6×10^{-8} 回/年、成型工場及び組立工場は 9.3×10^{-8} 回/年となり、いずれの場合も航空機落下評価ガイドで示される判断基準となる 10^{-7} 回/年未満であることから、航空機落下に対する防護設計は不要である。	- 添5-83	- -	事業許可記載の通り、航空機落下評価ガイドで示される判断基準となる 10^{-7} 回/年未満であることから、航空機落下に対する防護設計は不要	変更なし						
9-26 (航空機落下火災)	「原子力発電所の外部火災影響評価ガイド」の「附属書C原子力発電所の敷地内への航空機落下による火災の影響評価について」に基づき、航空機落下確率が 1×10^{-7} 回/年となる地点に墜落した場合を想定し、評価を実施した。評価対象施設は、建物及び加工工程の独立性を考慮し、核燃料物質を取り扱う主要工場である転換工場等、成型工場、組立工場とした。評価の結果、航空機落下で発生する火災に対して、いすれの建物においてもその外壁は損傷せず、外部火災の影響が大きな事故の原因となることを確認した。	- 添5-86	- -	- ○	- ○	- ○	- ○	- -	- -	取り込み漏れなし	変更なし

第一条（定義、安全上重要な施設）関連

No.	事業許可申請書での記載内容	記載箇所						現申請上の許可要求事項					
		本文P	添付P	第1次申請	第2次申請	第3次申請	第4次申請	第5次申請	第6次申請	第7次申請	現申請上の許可要求事項 取り込み状況	補正申請に向けた記載	
10-1	不法侵入防止設備を備えた十分な高さの金属製の柵等により立入制限区域を設定し、同区域への立入りを所定の出入口以外からの同区域への人の立入りを禁止するとともに、加工施設の建物は鉄筋コンクリート造、鉄扉等の堅牢な障壁を有する設計とする。	29	-	○	○	○	○	○	○	○	○	取り込み漏れなし	変更なし
10-2	管理区域（重量のある核燃料物質等を収納した密封容器のみを取り扱う場合を除く）の出入口において、核燃料物質を検知する装置等を設置するごとににより監視を行う設計とする。管理区域の出入口に設置する出入管理装置等により人の出入りを常時監視する。	29	-	○	○	○	○	-	○	○	○	取り込み漏れなし	変更なし
10-3	加工施設の防護のために必要な設備及び装置の操作に係る情報システムは、電気通信回線を通じて妨害行為又は破壊行為を受けることがないように、電気通信回路を通じた当該情報システムに対する外部からの不正アクセスを物理的に遮断する設計とする。	29,30	-	○	○	○	○	-	○	○	○	取り込み漏れなし	変更なし

第一条(定義、安全上重要な施設) 関連

No.	事業許可申請書での記載内容	記載箇所						設工認における展開(C:当該申請で展開、-:当該申請に該当しない)						現申請上の許可要求事項 取り込み状況	補正申請に向けた記載	
		本文P	添付P	第1次申請	第2次申請	第3次申請	第4次申請	第5次申請	第6次申請	第7次申請	第8次申請	第9次申請	第10次申請			
11-1	溢水源に対し、耐震重要度分類第1類に求められる地盤力を超えない程度の地震加速度(150ガル=0.15G)を検知した時点で、必要な応じて、供給を停止する設計とする。(28)	28	添5-89	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	取り込み漏れなし	変更なし
11-2	第1種管理区域から第2種管理区域又は非管理区域への溢水の漏えいを防止する設計とする。(28)	28	添5-89	-	○	○	-	○	-	○	○	○	○	○	取り込み漏れなし	変更なし
11-3	被水又は没水により排気設備の機能を喪失しない設計とする。	28	添5-89	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	取り込み漏れなし	変更なし
11-4	臨界防止の観点から、核燃料物質を内包する設備、機器が、被水又は没水によって離界となるない設計とする。	28	添5-89	-	○	-	-	○	○	○	○	○	○	○	取り込み漏れなし	変更なし
11-5	被水又は没水による設備・機器における電気火災の発生を防止する設計とする。	28	添5-89	-	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	取り込み漏れなし	変更なし
11-6	加工施設の扉は、扉を介して溢水経路を形成できるように水密性を有せず、かつノンエアタイト仕様の設計とする。(28) 管理区域内の溢水の水位抑制のため、扉は水密性を有しない設計とする。(添5-101)	28	添5-101	-	○	○	-	○	-	○	○	○	○	○	取り込み漏れなし	変更なし
11-7	臨界防止の観点から、減速度を管理するランを内包する設備、機器は、被水防護処置を行う。 ・フォードボックスの空気取り入れ口に被水防護カバーを設置する。	-	添5-99,添5-101	-	○	-	-	-	-	○	-	-	-	-	取り込み漏れなし	変更なし
11-8	臨界防止の観点から、減速度を管理するランを内包する設備、機器は、被水防護処置を行う。 ・ラン粉未の気流輸送設備では、空気取り入れ口に被水防護カバーを設置する。	-	添5-99,添5-101	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	取り込み漏れなし	変更なし
11-9	被水による設備・機器の電気火災の発生を防止するため、配線用遮断器を設置する。(添5-99) 被水による設備・機器における電気火災の発生を防止するため、被水防止カバーを設置するか、配線用遮断器を設置する設計とする。(添5-101)	-	添5-99,添5-101	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	取り込み漏れなし	変更なし
11-10	(3)蒸気による影響評価 地震感知に運動して自動的に供給を停止する遮断弁を設置する設計とする。(添5-99) 蒸気管からの蒸気漏えいに対しては、地震感知に運動して自動的に供給を停止する遮断弁を設置する設計とする。(添5-101)	-	添5-99,添5-101	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	取り込み漏れなし	変更なし
11-11	ランを内包する設備、機器は、形状寸法又は質量を管理する設計でランに水の浸入を考慮し最適減速性能を規定した設計とするか、ランに水の浸入を想定しないランの減速度を管理する設計とする。	-	添5-100	-	○	-	-	○	○	○	○	○	○	○	取り込み漏れなし	変更なし
11-12	ランの減速度管理を適用する設備、機器は、ランが被水しないよう設備・機器内(フォードボックス、容器を含む)で取り扱う設計とし、被水による水の浸入を防止するため、空気取入れ口等の開口を水位より高くする設計とする。	-	添5-100	-	○	-	-	○	○	-	-	○	○	-	取り込み漏れなし	変更なし
11-13	核燃料物質の貯蔵室である第2核燃料倉庫、第3核燃料倉庫の貯蔵室(1)及び貯蔵室(2)は、以下の設計とすることで溢水による水の浸入を想定しない。 ・部屋内に水配管等を設置しない設計 ・室外から水の浸入を防止する堰を設置する設計	-	添5-100	-	-	○	○	-	-	○	○	○	○	○	取り込み漏れなし	変更なし

第一条(定義、安全上重要な施設)

No.	事業許可申請書での記載内容	設工認における展開 (○：該申請で展開、-：当該申請に該当しない)						現申請上の許可要求事項 取り込み状況	補正申請に向けた記載	
		記載箇所 添付P	本文P	第1次申請 添付P	第2次申請 添付P	第3次申請 添付P	第4次申請 添付P	第5次申請 添付P	第6次申請 添付P	
11-14 第1種管理区域を境界とする区画を設定し、その境界の開口に対し、溢水高さにスロッシャーによる水位変位を考慮した水位高さ以上の堰等を設置する設計	排气設備 (排風機、制御盤) は没水による影響を受けないよう、設備高さを没水許容高さより高くする設計とする。	-	添5-94, 添5-100	-	○	○	-	○	○	取り込み漏れなし
11-15 排気設備 (排風機、制御盤) は没水による影響を受けないよう、設備高さを没水許容高さより高くする設計とする。	-	添5-100	-	-	-	-	○	○	○	取り込み漏れなし
11-16 使用電圧が高い給縦動力用ケーブルに接続する制御盤の設備高さについては、設備高さを没水許容高さより高くする設計とし、それ以外の制御盤は配線用遮断器を設置する設計とする。	-	添5-100, 添5-101, 添5-102	-	○	○	○	○	○	○	取り込み漏れなし
11-17 防護区内の必要な箇所に堰漏水検知警報設備を設置する。	-	添5-101	-	○	○	-	○	○	○	取り込み漏れなし
11-18 工業用水、水道水、冷却水、純水及び空調用水の配管には、地震感知に連動して遮断弁が自動停止する設計とする。	-	添5-101	-	-	-	-	-	○	○	取り込み漏れなし
11-19 遮断弁及びその周辺の配管は、1.0Gの水平地震震力に対して弹性範囲となる設計とする。	-	添5-91, 添5-101	-	-	-	-	-	○	○	取り込み漏れなし
11-20 排気設備 (排風機、制御盤) は溢水による影響を受けないよう防護対象又はその水配管等に被防水護カバーを設置するとともに、防護対象の配線等による開口部にシール処置する。	-	添5-101	-	-	-	-	○	-	-	取り込み漏れなし
a. 防護区画設定の基本方針	-	添5-92	-	○	○	-	○	○	○	取り込み漏れなし
・閉じ込めの安全機能として、第1種管理区域からの漏えい防止の観点で区画を設定する。 ・閉じ込めに關する防護対象設備として排氣設備の有無の観点から区画を設定する。 ・閉じ込めの観点から、UF6を正圧で取り扱う転換工場原料倉庫を防護区画として設定する。										・臨界防護の観点から、UF6を正圧で取り扱う転換工場原料倉庫を防護区画から区画を設定する。 ・上記何れにおいても溢水部の有無を考慮して防護区画を設定する。 ・溢水の影響を遮けるため、漏部分に堰を設置する設計の区画は個別に防護区画を設定する。堰の設置例を(添5)-第1-3図に示す。

第一条（定義、安全上重要な施設）関連

No.	事業許可申請書での記載内容	設工認における展開(C:当該申請で展開、-:当該申請に該当しない)							現申請上の許可要件事項 取り込み状況	補正申請に向けた記載	
		記載箇所 本文P	添付P	第1次申請	第2次申請	第3次申請	第4次申請	第5次申請	第6次申請	第7次申請	
12-1	運転員の操作性及び人間工学的観点の諸因子を考慮して、操作器、指示計、記録計、表示装置、警報装置等を設ける設計とする。	30	-	-	-	-	-	-	-	-	変更なし
12-2	制御盤には、設備の集中的な監視及び制御が可能となるよう、表示装置及び操作器を配置する。	30	-	-	-	-	-	-	-	-	ある旨、資料23他で説明
12-3	表示装置は、運転員の誤操作を防止するため、必要に応じて色で識別できる設計とする。	30	-	-	-	-	-	-	-	-	変更なし
12-4	UF6配管の弁を自動閉止するインターロック機構を設置する設計とする。	30	-	-	-	-	○	-	-	-	ある旨、資料23他で説明

第一条（定義、安全上重要な施設）関連

No.	事業許可申請書での記載内容	設工段における展開（○：当該申請で展開、－：当該申請に該当しない）						現申請上の許可要求事項 取り込み状況			
		本文P	添付P	第1次申請	第2次申請	第3次申請	第4次申請	第5次申請	第6次申請	第7次申請	
13-1	単純、明確かつ容易に識別できる安全避難通路及び非常口を設ける設計とする。	30	添5-115	○	○	○	○	○	○	○	取り込み漏れなし
13-2	非常用ディーゼル発電機から供給される非常用照明及び誘導灯を設置する設計とする。	30	添5-115	○	○	○	○	○	○	○	取り込み漏れなし
13-3	人が常時立ち入る場所については、停電時に自動的にバッテリに切り替わり、その機能を維持できるよう電力を供給するものを1個以上設置する設計とする。	31	添5-115	－	○	○	○	○	○	○	取り込み漏れなし
13-4	非常用照明、誘導灯とは別に、事故対処のための現場操作が可能となるよう、懐中電灯及びポータブル発電機を含めた投光器を設ける設計とする。	31	添5-115	－	－	－	－	－	－	○	取り込み漏れなし

第一条（定義、安全上重要な施設）関連

No.	事業許可申請書での記載内容	現申請における展開(C:当該申請で展開、ー:当該申請に該当しない)							現申請上の許可要件状況 取り込み状況	補正申請に向けた記載	
		記載箇所 本文P	添付P	第1次申請	第2次申請	第3次申請	第4次申請	第5次申請	第6次申請	第7次申請	
14-1	水素ガスを使用する設備・機器の爆発の発生防止対策、クレーン等の落下防止対策を実施し、内部飛来物が発生しない設計とする。	29,38	ー	○	ー	ー	ー	ー	○	○	変更なし
14-2	安全機能を有する施設は、安全機能の重要度に応じて、その機能を確保する設計とする。	38	ー	○	○	○	○	○	○	○	変更なし
14-3	燃料料質の種類、取扱量、化学的性状、物理的形態を考慮し、その機能が期待される通常時及び設計基準事故時に想定される設置場所の温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、必要な安全機能を発揮できる設計とする。	38	ー	○	○	○	○	○	○	○	変更なし
14-4	安全機能を確認するための検査又は試験並びに安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができる設計とする。	38	ー	○	○	○	○	○	○	○	変更なし
14-5	使用施設と共用する非常用ディーゼル発電機、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所、第3廃棄物倉庫、廃棄物管理棧、分光分析室及び分析室（分析設備の一部、気体廃棄設備を含む。）は、共用によってその安全機能を損なわない設計とする。	38	ー	○	ー	○	○	○	○	○	変更なし
14-6	機器等の破損、故障等により核燃料物質等を外部放出する可能がある事象が発生した場合においても、公衆に著しい放射線被ばくを与えないよう、インターロック機構を設ける設計とする。	38	添5-1、 添5-2	ー	ー	ー	ー	○	○	○	変更なし
14-7	インターロック機構は、損傷時の信頼性に応じて、多重性又は多様性、耐震性による高い信頼性を確保する設計とする。 UF6漏えい検知、地盤検知により動作するインターロック機構について は、独立二系統とし、水素ガス漏えい検知により動作するインターロック機構については、複数の検出端を設置する設計とする。	3,38	添5-2	ー	ー	ー	ー	○	○	○	変更なし
14-8	ユーティリティ（電源、バルブ作動用ガス）が喪失した場合においても、安全側に停止するフェールセーフとなる設計とする。	3	添5-2	ー	○	ー	ー	○	○	○	変更なし

第一条（定義、安全上重要な施設）関連

No.	事業許可申請書での記載内容	記載箇所						現申請上の許可要求事項						補正申請に向けた記載
		本文P	添付P	第1次申請	第2次申請	第3次申請	第4次申請	第5次申請	第6次申請	第7次申請	第8次申請	第9次申請	取り込み状況	
15-1	UF6の漏えいの検知に伴う遮断弁の開止までの40秒間の漏えいとした。(241)	241	添7-14 添7-7	-	-	-	-	○	-	-	-	-	取り込み漏れなし	変更なし
15-2	UF6シリンドラ及び脱着式UF6配管は、炉内排気系統に接続し、炉内排気系統内部を負圧に維持することにより、フードボックスで漏えい検知設備を設置し、漏えいの検知時に自動的に警報を発し、UF6の供給を停止するとともに、加熱を停止するインター ルーターである蒸発器内に取締されており、蒸発器内部でUF6が漏えいした場合は、漏えいを検知し、加熱蒸気供給弁及びドレン排出弁を自動で停止す る。(添7-5)		添7-5 添7-7	-	-	-	-	○	-	-	-	-	取り込み漏れなし	変更なし
15-3	コールドトラップ等は第1圧力容器として設計・管理することに加え、容 器と遮断弁までの配管部分を強化する。		添7-5	-	-	-	-	○	-	-	-	-	取り込み漏れなし	変更なし
15-4	ワラン粉末が第1種管理区域内の室内に漏えいした場合に備え、排氣系統に より建物内部を負圧に維持することにより、建物からのワランの漏えいを 防止する設計とし、また、漏えいしたワラン粉末は、室内排氣系統に設置 する高性能エアフィルタを介して排氣する設計とする。		添7-8	-	-	○	○	-	○	○	○	○	取り込み漏れなし	変更なし
15-5	ワラン粉末を取り扱う設備・機器のうち、閉じ込めバウンダリとして難燃 性材料のバネルを使用している設備・機器において、火災の熱影響により ワラン粉末が第1種管理区域内の室内に漏えいした場合に備え、室内排氣系 統により建物内部を負圧に維持することにより建物で閉じめる設計と し、また、漏えいしたワラン粉末は、室内排氣系統に設置する高性能エア フィルタを介して排氣する設計とする。		添7-8	-	-	○	○	-	○	○	○	○	取り込み漏れなし	変更なし
15-6	ワラン粉末を加圧取り扱う設備・機器及びその配管を覆うフードボック ス(配管カバーを含む)を局所排氣系統により負圧に維持することで、ワ ランの漏えいを防止する設計とし、また、漏えいしたワラン粉末は、局所 排氣系統に設置する二段の高性能エアフィルタを介して排氣する設計とす る。		添7-7	-	-	-	-	-	○	-	-	-	取り込み漏れなし	変更なし
15-7	ロータリーキルンは、爆発による炉本体の損傷を防止するため、爆風圧力 逃し機構(破裂板)を備えており、ロータリーキルン内のウランは爆風圧 力逃がし機構を通じて接続されている局所排氣系統を介して建物外へ排氣 する設計とする。 連続焼結炉は、爆発による炉本体の損傷を防止するため、爆風圧力逃し機 構(スイングドア)を備えており、連続焼結炉内のウランは爆風圧力逃が し機構を通じて室内へ飛散し、室内排氣系統に設置する高性能エアフィル タを介して排氣する設計とする。		添7-8	-	-	-	-	-	○	-	-	-	取り込み漏れなし	変更なし

第一条（定義、安全上重要な施設）関連

No.	事業許可申請書での記載内容	記載箇所						設工認における展開（○：当該申請で展開、－：当該申請に該当しない）						現申請上の許可要件状況 取り込み状況	補正申請に向けた記載 変更なし	
		本文P	添付P	第1次申請	第2次申請	第3次申請	第4次申請	第5次申請	第6次申請	第7次申請	○	○	○	○		
16-1	各工程におけるウランの形態に応じた核燃料物質を貯蔵するためには必要な容	31,150	－	－	○	－	－	－	○	○	○	○	○	○	取り込み漏れなし	変更なし
16-2	量を有する核燃料物質の貯蔵施設を設ける。 貯蔵施設はウランの形態に応じて、臨界防止、遮蔽及び明込めの機能を確保する設計とする。	31	－	－	○	－	－	－	○	○	○	○	○	○	取り込み漏れなし	変更なし

第一条(定義、安全上重要な施設)関連

No.	事業許可申請書での記載内容	設工認における展開(○:当該申請で展開、ー:当該申請に該当しない)						現申請上の許可要件	補正申請に向けた記載	
		記載箇所 本文P	添付P 添6-13	第1次申請 第2次申請	第3次申請 第4次申請	第5次申請 第6次申請	第7次申請 第8次申請			
17-1	通常時ににおいて、第一種管理区域からの排気を処理するため、気体廃棄物の排気設備である排気ダクトを通して高性能エアフィルタによって処理後、排気口から大気へ放出する設計とする。(31)	31	ー	ー	ー	ー	ー	○ ○ ○ ○ ○ ○	取り込み漏れなし	
17-2	射性物質を除去したのち排気口から屋外に排出するため、「発電用屋型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針」(昭和50年5月13日原子力安全委員会決定)(以下「線量目標値」という。)において定める線量目標値を合理的に達成できる限り低減する設計とする。 （31） 線量を合理的に達成できる限り低減するため、「線量目標値に関する指針」において定める線量目標値を参考に、公衆が受けける線量を合理的に達成できる限り低減する設計とする。(32)	31, 32	ー	ー	ー	ー	ー	○ ○ ○ ○ ○ ○	取り込み漏れなし	
17-3	室内排気系の排気は、排気ダクトを通して高性能エアフィルタにより処理して排気塔より屋外へ排出する設計とする。なお、一部については高性能エアフィルタにより處理して部屋へ再循環する設計とする。(31) 気体廃棄物は、気体廃棄設備を通して排気中の放射性物質を除去したのち排気口から屋外に排出する。(236)	31, 236	ー	ー	ー	ー	ー	○ ○ ○ ○ ○ ○	取り込み漏れなし	
17-4	局所排気系の排気は、排気ダクトを通して高性能エアフィルタにより処理して排気塔より屋外へ排出する設計とする。(31) 気体廃棄物は、気体廃棄設備を通して排気中の放射性物質を除去したのち排気口から屋外に排出する。(236)	31, 236	ー	ー	ー	ー	ー	○ ○ ○ ○ ○ ○	取り込み漏れなし	
17-5	局所排気設備のうちウランの排気系への移行率が高いと考えられる工程の排気系においては、公衆が受けける線量を極力低くするため、高性能エアフィルタを2段設置する設計とする。	31	ー	ー	ー	ー	ー	○ ○ ○ ○ ○ ○	取り込み漏れなし	
17-6	HFを含む気体廃棄物が高性能エアフィルタの性能に影響を与える事故時に(はスクラバにより処理してから)2の高性能エアフィルタ(後段は耐HF性)により処理して排出する設計とする。	31, 32	ー	ー	ー	ー	ー	○ ○ ○ ○ ○ ○	取り込み漏れなし	
17-7	通常時ににおいて、放射性液体廃棄物について、凝集沈殿、ろ過、イオン交換等の廃液処理設備によりウランを除去した後、廃液貯槽等に貯留する。	32	添6-17	ー	ー	ー	ー	○ ○ ○ ○ ○ ○	取り込み漏れなし	
17-8	液体廃棄物の廃棄設備である廃液貯槽、チェックタンクには、廃水のオーバーフローを防止するために液面高検知警報設備を設ける設計とする。	32	ー	ー	ー	ー	ー	○ ○ ○ ○ ○ ○	取り込み漏れなし	
17-9	保管廃棄設備の焼波容器は漏えいのない構造とし、万一の漏えいに備えて受容器を設ける設計とする。	32	ー	ー	ー	ー	ー	○ ○ ○ ○ ○ ○	取り込み漏れなし	
17-10	核燃料物質等を含まない流体を導く管であって、流体状の液体廃棄物を内包する容器、管等に内通するもののうち、液体廃棄物が逆流するおそれのあるものについては、逆流防止のための止め弁、波計等を設ける設計とする。	32	ー	ー	ー	ー	○ ○ ○ ○ ○ ○	取り込み漏れなし	変更なし	
17-11	放射性廃棄物を保管廃棄するために、除染設備、固体廃棄物処理設備及び必要な保管容量を有する放射性廃棄物の保管廃棄設備を設ける設計とする。(32) 前頁に同じ	32, 237	添6-19	○	ー	ー	ー	○ ○ ○ ○ ○ ○	取り込み漏れなし	変更なし
	固体廃棄物の保管廃棄能力は、現在の保管量及び今後の増加量の予測を踏まえても、十分な容量を有するものとする。固体廃棄物の保管廃棄に当たる、保管廃棄物の最外側の表面線量率を $2\mu\text{Sv}/\text{h}$ 以下となるよう配置する (237)			前頁に同じ	前頁に同じ	前頁に同じ	前頁に同じ	前頁に同じ	前頁に同じ	

第一条(定義、安全上重要な施設) 関連

No.	事業許可申請書での記載内容	記載箇所						設工認における展開(C:当該申請で展開、-:当該申請に該当しない)						現申請上の許可要求事項 取り込み状況	補正申請に向けた記載 変更なし
		本文P	添付P	第1次申請	第2次申請	第3次申請	第4次申請	第5次申請	第6次申請	第7次申請	第8次申請	第9次申請	第10次申請		
17-12	廃液処理設備(1)からの排水は排水口から排出し、ふつ素及び塩素等の除去処理を行った後、排水貯留池に送液する。廃液処理設備(1)以外の排水は排水貯留池に直接排水する。排水貯留池にて放射性物質の濃度を再度確認した後、排水口から専用排水管により海洋へ放出する。	173	-	-	-	-	-	○	-	○	○	○	○	取り込み漏れなし	変更なし
17-13	気体廃棄物の発生物の発生する区域で発生する気体廃棄物を処理することができる十分に可能な能力を有するものとする。	172	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○	取り込み漏れなし	変更なし

第一条（定義、安全上重要な施設）関連

No.	事業許可申請書での記載内容	記載箇所						現申請上の許可要求事項				補正申請に向けた記載
		本文P	添付P	第1次申請	第2次申請	第3次申請	第4次申請	第5次申請	第6次申請	第7次申請	第8次申請	
18-1	放射線管理施設には、放射線被ばくを監視及び管理するため、放射線業務從事者の出入管理、汚染管理、除染等を行うための設備・機器等を設ける。特に、管理区域における外部放射線による線量、物の表面の放射性物質の密度及び空気中の放射性物質の濃度を監視・管理するため、以下の放射線監視測定用設備、試料測定用設備等の設備・機器を設けるとともに、放射線防護適用装置を備える。	32	-	-	-	-	-	-	-	○	取り込み漏れなし	変更なし
18-2	放射線監視用測定設備として、エリアモニタ、エアスニファ、ダストモニタ、放射能測定装置（ α 、 β 線用）、サーベイメータ（ α 、 β （ γ ）線用）の機器を設ける。	32	-	-	-	-	-	-	-	○	取り込み漏れなし（エリアモニタ、エアスニファ、ダストモニタ） その他は、7次申請で保安規定で規定する事項である旨、資料16設で説明する事項である旨、資料23他で説明	放射能測定装置（ α 、 β 線用）、 サーベイメータ（ α 、 β （ γ ）線用）を設工認申請機器とする
18-3	試料測定用設備として、ウラン及び放射性不純物を測定できる放射能測定装置（ α 、 β 線用）の機器を設ける。	33	-	-	-	-	-	-	-	-	7次申請で保安規定で規定する事項で ある旨、資料23他で説明	放射能測定装置（ α 、 β 線用）、 サーベイメータ（ α 、 β （ γ ）線用）を設工認申請機器とする
18-4	放射線防護用設備として、防じんマスク、ポンベ式呼吸器の呼吸用保護具を備える。	33	-	-	-	-	-	-	-	-	保安規定で規定する資機材として、 資料23他で説明	保安規定で規定する資機材として、 資料23他で説明
18-5	放射線業務從事者等の汚染検査、除染を行うための検査室及びシャワー室を設ける。	33, 235	添6-3	-	-	○	-	○	-	○	取り込み漏れなし	変更なし
18-6	退出管理用としてハンドフットモニタを設ける。	33	-	-	-	-	-	-	-	○	取り込み漏れなし	保安規定で規定する資機材として、 資料23他で説明
18-7	個人被ばく管理用として個人線量測定器を設ける。	33	-	-	-	-	-	-	-	-	個人線量測定器を設工認申請機器とする	個人線量測定器を設工認申請機器とする
18-8	除染用として、除染用具を設ける。	33	-	-	-	-	-	-	-	-	保安規定で規定する資機材として、 資料23他で説明	保安規定で規定する資機材として、 資料23他で説明
18-9	放射線業務從事者に対する線量を管理するため、管理区域における空間線量、空気中の放射性物質の濃度及び床面等の放射性物質の表面密度を、加工施設の第1種管理区域の出入口付近にそれぞれ表示できる設計とする。 (33) 放射線管理に必要な情報を所内の適切な場所に表示できるようにする。 (235)	33, 235	-	-	-	-	-	-	-	-	保安規定で規定する資機材として、 資料23他で説明	保安規定で規定する資機材として、 資料23他で説明
18-10	万一の事故に備え、緊急用保護具を常備する。	235	-	-	-	-	-	-	-	-	保安規定で規定する資機材として、 資料23他で説明	保安規定で規定する資機材として、 資料23他で説明
18-11	放射線監視のために、風向、風速、降雨量等の気象状況を測定記録するため気象観測用設備を設ける。	-	添5-4 添3-11 添3-13	-	-	-	-	-	-	-	熱電対式温度計、軒倒ます型雨量計、風車（プロペラ）－バルス式風向・風速計を設工認申請機器とする	熱電対式温度計、軒倒ます型雨量計、風車（プロペラ）－バルス式風向・風速計を設工認申請機器とする

第一条（定義、安全上重要な施設）関連

No.	事業許可申請書での記載内容	記載箇所						現申請上の許可要求事項				補正申請に向けた記載
		本文P	添付P	第1次申請	第2次申請	第3次申請	第4次申請	第5次申請	第6次申請	第7次申請	取り込み漏れなし	
19-1	通常時ににおいて、加工施設より環境に放出される放射性物質の監視及び測定について、「発電用軽水型原子炉施設における放出放射性物質の測定に関する指針」を参考とした設計とし、「発電用軽水型原子炉施設における監視及び測定について、「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に關する審査指針」を参考とした設計とする。 以上のことを踏まえ通常時及び設計基準事故時における放射性物質の濃度を監視するためモニタリングポストを設置する。	33	-	-	-	-	-	-	-	○	取り込み漏れなし	変更なし
19-2	加工施設内に放射性物質の濃度及び線量の監視装置を設置し、周辺監視区域境界附近に、事故時に加工施設から等方的な放出が想定されるガソリンマシンを検知するためモニタリングポストを設置する。	33	-	-	-	-	-	-	-	○	取り込み漏れなし	変更なし
19-3	隣接するニューカリア・デベロップメント株式会社が所有する、上記と同様の設計のモニタリングポストの測定データを、随時監視できるようにする。	33	-	-	-	-	-	-	-	-	ニューカリア・デベロップメント株式会社が所有するモニタリングポストにおけることから設工認申請対象外	変更なし
19-4	停電時の電源復旧までの電源を確保するため、非常用ディーゼル発電機から電力を供給する設計とし、短時間の停電時に電源を確保するため、専用のバッテリを有するものとする。	33	-	-	-	-	-	-	-	○	取り込み漏れなし	変更なし
19-5	モニタリングポストの伝送系は多様性を有する設計とする。	33	-	-	-	-	-	-	-	○	取り込み漏れなし	変更なし
19-6	工場棟の第1種管理区域の出入口近くに安全管理室を設け、この部屋にはダストモニタ及びモニタリングポストの測定状況を監視できる設備を設けるとともに、通常状態から逸脱するような異常が検知された場合、関係管理者等に通報できる設備（伝送設備、電話設備）を設ける。	34	-	-	-	○	-	-	-	○	取り込み漏れなし	関係管理者等に通報できる設備（伝送設備、電話設備）の発信側も設工認申請機器とする

第一条 (定義、安全上重要な施設) 關連

No.	事業許可申請書での記載内容	記載箇所	添付P	本文P	第1次申請	第2次申請	第3次申請	第4次申請	第5次申請	第6次申請	第7次申請	現申請上の許可要求事項	補正申請に向けた記載
20-1	外部電源系統の機能喪失に対して、第1種管理区域の負担を維持するための局所排気系統、放射線監視設備、火災等の警報設備、通信連絡設備、非常用照明及び誘導灯の安全機能の確保を確実に行うため、それらの設備が作動し得るに十分な容量、機能及び信頼性がある非常用電源設備として、2基（うち1基は予備）からなる非常用ディーゼル発電機（1式）を備えた設計とする。 (3.4)	34 添5-113	○	○	○	○	○	○	○	○	○	取り込み漏れなし	変更なし
20-2	上記のうち、放射線管理換算室には無停電電源装置（1式）を接続し、非常用ディーゼル発電機が給電するまでの間も連続して機能を維持できる設計とする。	34 添5-114	-	-	○	○	○	○	○	○	○	取り込み漏れなし	変更なし
20-3	各設備の設置場所が離れて点在している設備（モニタリングボスト、火災等の警報設備、通信連絡設備（無線設備等）は、個別にパッテリを内蔵し、一部の非常用照明及び誘導灯）は、個別にパッテリを内蔵し、非常用ディーゼル発電機が給電するまでの間も連続して機能を維持できる設計とする。	34 添5-114	○	○	○	○	○	○	○	○	○	取り込み漏れなし	変更なし
20-4	無線式の通信連絡設備（業務用無線設備等）は、ハッティを内蔵し、運航して機能を維持できる設計とする。	34 添5-114	○	○	○	○	○	○	○	○	○	取り込み漏れなし	変更なし
20-5	非常用電源設備である非常用ディーゼル発電機は、内燃機関を原動力としてその電圧を確立する能力を有する設計とする。	34	-	-	-	-	-	-	-	○	-	取り込み漏れなし	変更なし
20-6	非常用ディーゼル発電機は、「核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」の第22条に基づく使用施設以下「使用施設」という。)と加工施設へ同時給電するのに十分な能力を有する設計とする。	34	-	-	-	-	-	-	-	○	-	取り込み漏れなし	変更なし
20-7	その給電系統には過電流保護機器を設置し、共用によってその安全機能を失うことのない設計とする。	34	-	-	-	-	-	-	-	○	-	取り込み漏れなし	変更なし

第一条（定義、安全上重要な施設）関連

No.	事業許可申請書での記載内容	記載箇所							現申請上の許可要求事項							補正申請に向けた記載
		本文P	添付P	第1次申請	第2次申請	第3次申請	第4次申請	第5次申請	第6次申請	第7次申請	取り込み状況	取り込み漏れなし	取り込み漏れなし	取り込み漏れなし	取り込み漏れなし	
21-1	通信連絡設備は、設計基準事故時に事業所内の人に対し、退避に必要な指示等を行うための放送設備及び多様性を確保した電話設備（有線式及び無線式）並びに無線通信設備を設ける。	34	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	放送設備の発信側、電話設備（有線式及び無線式）、無線通信設備を設工認申請機器とする
21-2	外部電源により動作する有線式の通信連絡設備は、非常用ディーゼル発電機に接続し、また無停電電源装置に接続又はバッテリを設置することにより、外部電源喪失時でも通信連絡できる設計とする。	34	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	有線式の通信連絡設備を設工認申請機器とする
21-3	設計基準事故時に施設外の必要な場所と通信連絡できるよう多様性を確保した通信回線（固定式、携帯式）を設ける設計とし、通信回線は艦橋等による制限を受けない直接回線による有線式の電話設備及び船錨等による制限を受けにくい衛星電話（固定式及び携帯式）及び携帯電話端末を備える。	35	-	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	通信回線（固定式、携帯式）、有線式の電話設備、衛星電話（固定式及び携帯式）及び携帯電話端末を設工認申請機器とする ただし、衛星電話（固定式及び携帯式）については保安規定で規定する事項としていた。
21-4	通信連絡設備は、事故時の活動の拠点として機能する防災ルーム等に設置する。	35	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	防災ルーム等（代替防災ルーム、警備所）に設置する通信連絡設備を設工認申請機器とする

第一条(定義、安全上重要な施設)関連

No.	事業許可申請出での記載内容	記載箇所	添付P	本文P	第1次申請	第2次申請	第3次申請	第4次申請	第5次申請	第6次申請	第7次申請	現申請上の許可要求事項 取り込み状況	補正申請に向けた記載
22-1	設計基準を上回る地震力(静的地震力1G)を受けた場合に、UFGを正圧で取り扱う建物、UO2/P溶液を取り扱う建物が大規模な損壊に至らない、また、設備・機器が転倒しない等の設計をする。(247、添7-22)	247	添7-22	-	-	-	-	○	○	-	-	取り込み漏れなし	変更なし
22-2	それら※による階新設掘削ができなかった場合に備えて、事故の状況を推定するためには可能な措置を講じるよう原燃料庫内のUF6を漏えい検知設備による監視を成形工場一時退避場所及び転換工場の外においても可能とする。	247	添7-22	-	-	-	-	○	-	-	-	取り込み漏れなし	変更なし
	(※)転換工場の監視設備や放射線業務従事者(実施組織に所属)の巡回点検により事故状況を常に把握する。(人に対する)												
22-3	大規模損壊が発生した場合において、原燃料庫の周囲への散水及び漏えい発生箇所周囲へ直接放水する可燃消防ポンプ、ラタンを回収する集塵機、ウランを圍着させる固着剤等の設備を整備する。	248	添7-23	-	-	-	-	-	-	○	○	取り込み漏れなし	変更なし
22-4	加工施設内及び敷地内の状況把握のため、放射線測定器、照明等を整備する。	253	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7次申請で保安規定で規定する資機材として、資料23他で説明	中性子線測定用可搬式測定器、空間放射線観察装置、可搬式ダスト測定閑通器、可搬式放射性ヨウ素測定閑通器を設工認申請機器とする
22-5	事故対処に必要な資機材として、可燃消防ポンプ、放射線測定機器類、通信連絡設備、化學防護服、防護具、携帯照明、可搬式送電機及び投光器等を整備する。これらの設備又は資機材は、必要な個数及び容量を有する方針とする。また、対処に必要な容量の防火水槽を整備する。さらに、大規模損壊が発生した場合に使用不可となるよう複数箇所に分散配置や離隔配置し、転倒・飛散防止対策を講じるとともに、短時間で活動場所へ移動できる場所へ保管する。	248	添7-22、 添7-23	-	-	-	-	-	-	-	-	7次申請で保安規定で規定する資機材として、資料23他で説明	通信連絡設備(発信側)も設工認申請機器とする
22-6	当直警備員が要員を招集するために必要な資機材を整備する。	250	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7次申請で保安規定で規定する資機材として、資料23他で説明	変更なし
22-7	事故対処時の活動の拠点を設置し、実施組織及び支援組織間で、情報交換を行うための通信連絡設備並びに社外への連絡及び通報を行うための機器を設置する。	250	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7次申請で保安規定で規定する資機材として、資料23他で説明	通信連絡設備並びに社外への連絡及び通報を行うための機器を設工認申請機器とする
22-8	事故対処のための放射線測定機器、防護用器具、非常用通信機器や、金銭交渉費原喪失を想定した機器等の資機材及び事務用機器や、夜間及び公共交通機関等に於ける運送及び通報を行うための機器を設置する。	251	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7次申請で保安規定で規定する資機材として、資料23他で説明	放射線測定機器、非常用通信機器を設工認申請機器とする
	改対処に必要な要員数を考慮し、さらには予備の保管場所も考慮した上で必要な数量を整備することとともに、自然災害等の外力による影響に対しても保管場所の健全性を確保し、必要な資機材が使用可能となるよう保管する。												
22-9	UFG漏えいに対処するために必要な資機材等は、対策活動を行う放射線業務従事者への化学的影响等を考慮したものとする。	253	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7次申請で保安規定で規定する資機材として、資料23他で説明	変更なし
	核燃料物質等を内包する建物が大規模な損壊に至った場合は、集塵機等を用いたウランの回収、固着剤を用いたウランの固定等を実施することにより、加工施設周辺への核燃料物質の拡散を抑制するとともに、可燃消防ポンプにより原料周辺への気体状のUF6等の拡散を防止するため、可燃消防ポンプにより原料庫周囲への散水を行う。												
22-10	防災組織対策本部の活動拠点として、緊急階別対策室(防災ルーム)を設け、実施組織及び支援組織間で情報交換を行うための通信連絡設備、並びに社外への連絡及び通報を行うための機器を設工認申請機器とする。また万一、その緊急階別対策室が使用できなくなる場合に備え、予備の緊急階別対策室(代替防災ルーム)も設定する。活動拠点を(添七)-第10-8図に示す。	-	添7-25	-	-	-	-	-	-	-	-	7次申請で保安規定で規定する資機材として、資料23他で説明	通信連絡設備、並びに社外への連絡及び通報を行うための機器を設工認申請機器とする

第一条（定義、安全上重要な施設）関連

No.	事業許可申請書での記載内容	記載箇所 本文P 添付P	設工認における展開 (○：当該申請で展開、ー：当該申請に該当しない) 第1次申請 第2次申請 第3次申請 第4次申請 第5次申請 第6次申請 第7次申請	現申請上の許可要求事項 取り込み状況 補正申請に向けた記載
22-11	UF6漏えいに対処するため必要な資機材、及び火災に対処するため必要な資機材を（添七）-第0-4表に（資機材の保管場所を（添七）-第0-9図に）、また資機材の保管場所に対する要件を、事故時の活動拠点の要件と共に（添七）-第0-5表に示す。	添1-25 ー	ー ー ー ー ー ー ー	○ 7次申請で防災資機材の保管場所を表記（図へ建-1-1）

第一条(定義、安全上重要な施設) 関連

No.	事業許可申請書での記載内容	現申請上の許可要件						補正申請に向けた記載
		記載箇所 本文P 第1次申請 添付P 第2次申請 第3次申請 第4次申請 第5次申請 第6次申請 第7次申請	設工認における展開 (○：当該申請で展開、－：当該申請に該当しない)	取り込み状況	現申請上の許可要求事項 取り込み状況	取り込み状況	現申請上の許可要求事項 取り込み状況	
23-1	第1廃棄物倉庫、第2廃棄物倉庫、第1汚染機材保管倉庫及び第2汚染機材保管倉庫を撤去する。	－	－	－	－	－	－	7次申請で第1廃棄物倉庫、第2廃棄物倉庫及び、第1汚染機材保管倉庫は1次申請で、第2汚染機材保管倉庫は4次申請で撤去の旨、資料123地で説明
23-2	非常用ディーゼル発電機を設置する発電機室を新設する。	23.83	－	－	－	○	－	取り込み漏れなし
23-3	放射線管理炉及び第1廃棄物処理場の前室を新設する。	23.81	－	－	○	○	－	取り込み漏れなし
23-4	既設建物（転換工場、加工工場、第3核燃料倉庫及びシンクタンク洗浄棟）の非管理区域である前室を第2種管理区域に変更する。	36.37	－	○	○	○	○	取り込み漏れなし
23-5	気体廃棄設備(1)のスクラバ(燃料・還元炉、乾燥機系統)は、アンモニアガス、ふつ素の除去及び耐食性能を有する設計とする。	70	－	－	－	○	－	取り込み漏れなし
23-6	気体廃棄設備(1)の水スクラバ(ワラン回収第1系列系統)及びアルカリスクラバ(ワラン回収第1系列系統)は、排気中の磷酸(Na×含む)除去及び耐食性能を有する設計とする。	70	－	－	－	○	－	取り込み漏れなし
23-7	気体廃棄設備(1)の排ガス冷却装置(ワラン回収第1系列系統)及びコンデンサ(ワラン回収第1系列系統)は、排気冷却性能を有する設計とする。	70	－	－	－	○	－	取り込み漏れなし
23-8	気体廃棄設備(1)のスクラバ(ワラン回収第2系列系統)は、排気冷却及び耐食性能を有する設計とする。	71	－	－	－	○	－	取り込み漏れなし
23-9	気体廃棄設備(1)の排ガス分解装置は、排気中のアンモニアガスの除去性能を有する設計とする。	71	－	－	－	○	－	取り込み漏れなし
23-10	気体廃棄設備(1)のスクラバ(分析系統)は、試料乾燥装置排気の酸性ガス中和、耐食性能を有する設計とする。(71) 気体廃棄設備(5)のスクラバ(尾所排気系統)は、排気の酸性ガス中和、耐食性能を有する設計とする。(73)	71.73	－	－	－	○	－	取り込み漏れなし